

第2回外郭団体等検討委員会議事録

H24.6.25

13:00～17:00

第三応接室

1 H23 包括外部監査人結果について

【事務局：青木総務参事兼行政改革課長】

それでは委員会を開催させていただきます。

進行につきましては、福田委員長にお願いしたいと思います。

【福田委員長】

はい。それでは委員会を開催させていただきたいと思います。

今日は、長野県の包括外部監査を実施された鷓川様におこしいただいておりますので、まずそちらの説明をお聞きして、農業開発公社、林業公社と進めていきたいと思います。

では、鷓川様お願いいたします。

【鷓川包括外部監査人】

公認会計士の鷓川と申します。

今日はこのような委員会にお呼びいただきましてありがとうございます。

現在、長野県包括外部監査人を務めさせていただいております、3年目となります。

3年が限度なんですけれども、昨年度は、こちらの県出資等外郭団体についてご報告を申し上げたところでございます。

その前に補助者を3年しております、通算しますと6年目となります。

それで今日は昨年度の報告書の概要のご説明をさせていただきたくわけですけれども、その前に私も包括外部監査の趣旨を簡単に説明させていただきますと、もともと包括外部監査が導入された趣旨は、職員のカラ出張、そういった問題がありました平成9年に実施されておまして、監査委員監査を補強する意味で、外部の人間で専門性のある公認会計士、弁護士、そういった専門的な視点で主に財務事務を監査するという趣旨で実施されております。

それで監査といいますと民間企業の方ですと財務諸表監査というものがあるのですが、それは企業の作る財務諸表の適正を保証するという、いわゆる保証業務です。けれども、包括外部監査は保証事務ではなく、ダイレクトレポティングという、監査の概念でいいますと直接報告というものでありまして、これは監査人が自ら目的を設定しまして、ヒアリングを実施し意見を述べるというものでございますので、何か保証するという、そういう意味での監査ではありません。言葉が同じなので紛らわしいのですけれども、直接報告というダイレクトレポティングですので、限られたテーマについて、直接、知事や議会に意見を述べるといったものでございます。

監査という概念の中での位置付けですけれども、基本的には政策的な判断をするものではありません。あくまで県の政策が法に沿って、適切に実施されているかとか、あるいは効率的、経済的、有効的に実施されているかといった点を評価あるいは検証するものでありまして、政策そのものの可否を申し上げるものではありません。

今回のテーマは、出資等外郭団体ですけれども、これにつきましては、県の改革基本方針にございますので、それに沿ってきちっとそれぞれの団体が実施されているかということを見ますが、外部環境や経営の内容が非常に変わっていますので、それらを踏まえて現状のままで今の改革基本方針が実践できるかといった視点で検討したものでございます。

それで知事ともテーマの選定で意見交換させていただいたのですが、今回のテーマにあたりまして、最終的には外郭団体の改革方針は政策的な判断になるわけですけれども、その前提として財務的な評

価をチェックしないとこれからの環境変化に対応できないという面がありますので、特に経営的、財務的な比重が大きな団体について見てほしいと言われております

例えば消防協会につきましては、政策判断だけで決定できるわけですが、補助金を出すと出さないとか、それに対して、農業開発公社、林業公社というのは、単に政策判断という前に経営的な情勢について把握しなければいけないという趣旨です。中長期的な経営状況を踏まえて政策的な判断をする必要があるということですが、知事のご発言もありましたので、私どもは、経営的な、財務的な面を中心に判断しています。県あるいはこちらの検討委員会の方が総合的な政策判断をする際の一つの判断材料にしていいただければと思います。

それでは監査報告書の内容を説明します。

概要版に沿って説明していきます。

まず一点目は監査のテーマということになりますので、出資等外郭団体に関する外部の評価ということでございます。

監査人としては、2ページにありますように、県の出資団体に対する改革の取組が効率的、効果的に活かされているかということを検討しております。

監査の視点として、4つ挙げております。

一つ目は「改革基本方針の取り組み状況」、それと見直しをやっているかということでございます。

また、視点の2としましては、「外郭団体に関する県の関与の状況」。

それから3ページ目になりますけれども、監査の視点3としまして「外郭団体の経営状況」ということ。という3つのテーマを中心に見ております。

視点の4につきましては「過去の指摘状況に対する措置の状況」であります。

各視点の概要ですが、9ページから意見部分があるのですが、実際的には10ページにありますけれども、全部で現在43団体あるんですが、そのうち5団体は、出資上監査の対象外でございますので、それらを除いた38団体について、監査の対象にしております。

12ページから具体的な調査でございます。

まず、団体数につきましては、平成19年から54団体が43団体に減っております。

それから県の財政支出でありますけれども、これは12ページにありますように、平成20年度は85億、23年度は91億と一見増えているんですが、この中で指定管理とか、あるいは県営住宅の管理を公社に移行しましたので、そういった部分を除きますと実質的な財政支出は75億円と、財政的には改革基本方針の成果は一定程度出ていると思われま。

それから13ページは派遣職員数でございますけれども、平成18年の139人から23年度は101人と減っています。

OBの方は95人から124人と増えているんですが、OBにつきましては報酬の限度額がありまして、むしろほかの自治体と比べると低い金額で、ある意味人材の活用という面からは、うまく活用しているのではないかと思われま。

それから14ページは債権ですが、これは貸付金としまして77億円、出せん金が349億円、損失補償として129億円の負債が見られます。

このほか重点検証団体としまして、11団体をヒアリング、それから2団体を追加しまして、13団体検討しました。それは主に財政的な負担、経営状況に問題があるところを中心にとということになります。

それで15ページの方に要約していますが、全体的に採算性のある、補助金なしでも経営できる団体かどうかという点、それであるなしで記載しています。その中でもう少し細かく見て事業手法の見直しとか県の財政支援をしているかどうかということ整理したものでございます。

それでは具体的に見てまいりますと、今回の検討の対象6団体でございますので、6団体について説明いたします。

17ページになります。農業開発公社でございますけれども、これは県の追加的財政支援なしに事業

の維持が困難であり、債務調整等の再生手続きをした上で、抜本的な経営改革をする必要があると考えます。

ここは、農業保有合理化促進事業強化基金が国からきているんですけれども、これが1億5千万くらい、これは農水省の関係の出えん金でございますけれども、それから長期保有地に関する借入金が7億くらいあり、このうち差損をうめる借入金が我々の推計では4億から5億あるんですね。

個別の方でお話ししますが、41ページになります。

農業開発公社でございますが、前回の改革方針は事業の効率化を図るというものでございます。

それに対する現在の状況ですが、まず(2)の団体の存続について、農業保有合理化促進事業強化基金のうち国への返還分が1億5400万、それから長期保有地解消に伴う売却損が4億5千万ほどありまして、これに見合う借金が残っているということで、返済する原資がないという状況になっています。

その他、仕組債の保有などもあり、債務関係が複雑になっておりまして、私どもの監査のときも最終的にどのくらいの借金が残るのかと試算をしていただいたのんですけれども、なかなか難しいという状況で、42ページにありますように、借入金の合計額が、現在15億円ほどあるのですが、このうち5億円程度は返済する資産がないというか、売却損とか国へ返すお金といったものを整理しないと、本来の公社の目的である農地の保有の合理化といった事業を進めるのが困難であるというふうに考えます。

それから42ページにありますように、一度公社を解散して新たに作ったらどうかということも検討したんですけれども、そうすると従来の農協などいろいろな関係とかを考えますと、なかなか清算は難しい。そういう意味では、一度債務を全部きれいにしまして、最終的な判断は損失補償ということで、借金は県民負担ということになりますけれども、県が債務を全部引き取って、それで本来の農地の仲介業務だけに特化するコンパクトな組織にして、再生したらどうかというのが私どもの考え方です。

それから次が林業公社、43ページになりますが、現状の改革基本方針については、経営改善の推進となっています。

外部環境は変化しておりまして、特に木材の価格が低下しておりまして、これは平成18年度の予測ですと、43ページの表にありますように、予測累積債務、これは返せないお金、県に対して返せないお金が27億円と算定したのですが、平成22年の単価で計算しますと127億円が返済できない。更に次の44ページにありますように、いわゆる金利、実は県の借入金は現在無利子になっておりまして金利がついてないのんですけれども、もしこれを仮にこれを金利、例えば2%ぐらいの金利で、県は実際外部から借りて返済するときに金利を払っていますので、これを加味しますとマイナスの18億ということですから、約232億円が処理できないことになります。

更にキャッシュフローで見ますと、本編の163ページにございますけれども、今後10年間のキャッシュフローの数字を書いておりますが、平成23年から32年まで約106億の投資をして回収できる見込みが54億ですから、差し引き52億がキャッシュとして出ていってしまうということでありまして、中期的に見てもかなりお金が出ていってしまいます。

【丸山委員】

ちょっとすみません。投資ってどういう意味ですか。回収できないということですか。

【鵜川包括外部監査人】

そうです。

最終的には、名目値としては平成88年までには回収できるとされていますが、この10年間で見ますと投資をして若干収入を得るんですけれども、52億以外のお金は出て行くということですね。

これがその上の表にありますグラフにしてありますが、23年から平成47、8年まではお金がずっと出ていきまして、その後、49年から89年で回収できると。そのような状況ですので、資金的にみて

かなり負担が大きいと言えるような状況であります。

林業公社につきましては、財政負担というものが非常に大きな要素を占めておりまして、ひととめに見直すという状況にないと思いますし、現在価値等でみますと回収できないということですので、場合によっては、早期の終了というものも選択肢としたものであります。

ただ、その場合は、メリット、デメリットの両方がありますので、それについてもう少し検討してはどうかと、これは、改革基本方針の検討のときにもそういった議論はあったようなのですが、データの検証というものがあまりされておりませんので、データの検証をしまして、客観的にメリット、デメリットを検討していただき、その上で政策的な判断をしていただければいいのではないかと思います。

次は住宅供給公社で 47 ページにあります。改革基本方針では事業の縮小ということでありまして、住宅管理業務に特化するという方針ですけれども、そういった方針をもし実現しようとした場合、まず公社の位置付けについて検討する必要があるのだろうということで、民間にも今は住宅管理会社ができていますので、そことどういった差別化をしていくのか。存在意義を検討する必要があると思います。

経営状況につきましては 48 ページにありますように、住宅分譲事業、住宅管理事業、それから土地を売ってですね、その代金を分割払いで回収していますので、今までに金融機関への借入残高も減っているわけです。売上高は全体で 36 億円ありますが、住宅の分譲は 22 年度決算では黒字になっている状況です。住宅管理は管理人がたくさんいまして、マイナスです。

それから長期の割賦についても一応黒字になっています。

中長期的には、住宅の分譲事業はもう行っておりませんので、いずれなくなってきますし、長期の割賦も返済が済んだ時点でなくなります。

そうしますと、住宅管理事業というものが残るんですけれども、現状の組織体制で行くとこれは赤字になってしまうので、かなり合理化をして、収入に見合う体制にしなければいけない。あるいはもう少し市町村から管理業務を受託するとか、収入を増やすようなことを考えなければいけないと思います。

残りの 3 つについても簡単にご説明申し上げますと、34 ページは、松本空港ターミナルビルでございますけれども、こちらは先日の新聞でも拝見しましたけれども、減損会計を適用したということで、固定資産をきれいにされて、同時に出資金（の価値）も減っているわけですので、県あるいは民間の出資がマイナスになっております。

一番ネックなのは減収ということですので。したがって何か増収という形で対応していく必要があると思います。

これにつきましては、新聞にも触れられていましたように、短期的な経営にあたりましてはなかなか難しい状況です。飛行機の便数が今 2 便ということで、これはやはり増やしていかないと向上しないということですので、もっと県と一体となって空港を振興するような事業をやっていく必要があるのだろうと思います。

個別の再生プランの策定としましては、もともとの改革基本方針が黒字化して株を売却という方針なんですけれども、現状では減損会計を適用しましたので、すぐに売却を実現するのは難しいのではないかと思います。

いずれにしても最終的には民営化というものを目指すのであれば、県の政策と一体となった形で再建の道を歩んでいくことだと思います。

38 ページが信州・長野県観光協会でございますけれども、実は観光振興事業と施設事業の二つの会計がありまして、施設事業会計の方が黒字で観光振興事業会計に繰り入れているという状況です。38 ページの（1）のイに県出金のあり方についてということで書いておりますけれども、施設事業会計繰入金を除きますと、振興事業会計は 4800 万円の赤字になっておりまして、このままでいけば平成 38 年には債務超過になるという状況です。

その施設事業会計と申しますのは、市町村がいろいろな施設を建てたときに、観光協会がものを建

てまして、それを割賦というのでしょうかリースというのでしょうか、そういう形で市町村に貸してですね、ファイナンスと建設を代行するというような事業でありまして、本来の観光協会そのものの事業ではないのですけれど、その黒字がずっと残っていてこれまでやってこれたのですが、こちらが終了しますと、観光事業は赤字ですので、ここをどうしていくかということが根本的な課題になるかと思えます。

実は観光事業はほとんど県の委託というか事業が大きいですので、県の負担、支出に見合った形で、その範囲内でやっていけるような人員体制にすることが必要かと思えます。

また、県の予算を増やすということは難しいですので、予算に合わせた形で合理化していくのが必要なのではないかと思えます。

最後は文化振興事業団ですが、50 ページですけれども、本編の 208 ページ、209 ページでございますけれども、そちらにつきましては、前の年、指定管理者制度をテーマに検討しておりまして、その中で文化振興事業団についても意見を記載しておりまして、その要約が 209 ページにあります。この団体は、ほとんど県の指定管理を受けておりまして、県の文化会館、信濃美術館、創造館とあるのですが、普通に公募ですと民間との競争にさらされています。そのために、団体としてもなかなか専任の人を充てられないというのでしょうか、任期付きの職員で 4 年とか 5 年おやりになったり、あるいは県からの職員の派遣を受けているということで、いずれにしても専門的な職員をプロパーで育成できないという問題を抱えております。非公募につきましては、信濃美術館ですけれども、ここは非公募なので、比較的長期的な運営ができるところなんですけれども、そうしている場合でも、なかなかプロパーの職員を育てるといのは、なかなか、経営判断として難しいと思えます。それから、創造館ですけれども施設自体の老朽化とか建て直しというのがありまして、もし、その施設をやめてしまうと事業が無くなってしまおうという団体でございますので、どういったことで生き延びていくのか、なかなか難しい。県の施策と連動した部分が大いしますので、県の施策の中での貢献、文化事業の貢献といったことと、もうひとつは、施設の管理の専門性を高めていく、そういうことを考えていかないと、なかなか難しい面もあろうかと思えます。

現状は、経営では黒字になってはいますが、ひとつの施設がもし指定管理で民間に負けてしまおうと、もうそこで経営が立ちいなくなってしまう。そのような団体ということでありますので、どういった分野で戦略的に展開していけばいいのかということ、もう少し中長期的に考えた方がいいのではないかと考えます。

次は個別の主要な団体ですけれども、若干、総論的な部分も少し補足させていただきます。

概要版の方になりますけれども、23 ページになりますが、【監査の視点 2】として、外郭団体に対する県の関与の状況というところがございますけれども、県の外郭団体に対する指導監督についてということですが、現在、こちらにもありますように 43 団体あるんですけれども、全部、一律同じような形で、基本的に所管課が関与しまして、その報告を行政改革課の方へあげてもらって、そのような形なんですけれども、もう少し、県として重点的に関与を強化すべき団体と、そうでなくてある程度所管課に任せて報告だけを受ければよい団体と、少しメリハリをつけて分けたほうがいいんじゃないかということで思いました。監理団体と報告団体という言葉を使っておりますけれども、県としての関与を強める団体とある程度所管課に任せるものと、集中と分権というメリハリをつけてはというようなことを書いています。これはあくまで私どもの個人的な案です。

次に報告団体の方には、小さい団体がありまして、こちらの方がむしろもう少し整理の必要性があるのではないかと思えます。

26 ページにつきましては、2 は県の出資金の返還についてです。これは一つは、もともと出資目的というのでしょうか、たとえば貸付にあてるとか、そういった出資目的を達成できていない出資金であれば、それは返してくださいということです。

もう一つは、財団法人の場合に、もともと資金の運用益で事業をするという基金だったんですけれども、現状の金利が非常に低いものですから、10 億円あっても利子が 0.1% ぐらいにしかならないの

で、なかなか事業資金には充てられません。

そういう意味では出資金を一旦引き揚げましてですね、法的に可能かはともかくとして、必要があれば県が補助金として出すという方が、経営の透明性が高まるのではないかと。あるいは出資金の効率が上がるのではないかと思います。

その他、市町村との役割分担、それから最後の4としましては、県の施策との連動で、あるいは役割分担については、もともとの外郭団体の意義というのは、公的な、政策的な役割を効率的に担うというのが本来の役割ですので、そういった原点に立ち返ってですね、県との政策の連動性の高い団体については、ある種、県の一部と位置付けて、そこで効率的な展開に努めるのが必要かと思えます。そうでない団体は逆に報告団体というような扱いにして自主的に運営していただくのがいいのではないかと思います。

その他、資金運用につきましては、県の公金管理基本方針の趣旨の周知ということで、県の方でも対応していただいているところでございます。

以上、簡単ですけれども説明を終わらせていただきます。

【福田委員長】

ありがとうございました。前回よりかなりそれぞれの団体の課題などが、わかってきたのですけれども、何かご質問とかあれば、鶴川様にいろいろお聞きしておきたいことがあれば皆さんご発言をお願いします。

とりあえず全体聞いてもらってどうございましたでしょうか。

【丸山委員】

これはあまり本質的なことではないかもしれないのですけれども、さっき300万円ぐらいで賃金が低いので県のOBを使うのが有用だというコメントがありましたけれども、これは逆にいうとこのポジションに相応しい人を公募しても集まらないという現実があるんですか。それぞれのポジションで。

【鶴川包括外部監査人】

集まらないとは思っていません。むしろおっしゃるとおり公募というのは一つの方法かと思えますし、私の言っていることは、ある程度目標値というのでしょうか。充てるのは結構なんですけれども、どんどん増えていってしまっ、外見的には年収は少なくしても、社会的にいい素材がいますので、その活用も考えるべきかと思えます。

今、おっしゃったように、公募としてですね、その中で求める任務にあった人を選ぶ、それが公務員であってもいいわけで、おっしゃるような方法が理想であるとは思いますが。

【丸山委員】

こういう人は役員ですから、各組織のリーダーになるわけですね。

その人たちを雇用する場合、どういう面接をするとか、どういう資格や必要要件があるのかという選ぶプロセスについてもチェックされたのですか。

【鶴川包括外部監査人】

県からヒアリングを行った内容は、各団体からこういう人が要ると人事課に連絡が入りまして、そこで個別に決めているという話です。私どもが把握しているのはそこまでです。

【福田委員長】

その総括のところでは11から27まで、28それ以降もあるんですけど、進捗状況をどう評価されたとか、あと団体を報告団体と管理団体に分けるという形では25ページくらいまでまとめて、それは一つの監査をやられた結果みたいな、まあこういった形にまとめられたということですよ。

逆に、私どもで今年度検討を引き継ぐとした場合に、26、27 から以降は、今後、どういうふうな役割分担も含めてですけれども、役割とか活用とかどうして行ったらいいかだとか、この部分というのは、結論がでないで、課題とか求められているので、私どもとしてはこういうところを重点的にやっていったらいい、どういうところから、もちろん組織のあり方を検討していくわけですが、その辺はどういうところからリレーで、バトンで重点的にということか、特に 26、27 当たりはやっていかなければと前回私どもで話し合っていたんですが、監査の方で特にどこをとということがありますでしょうか。

【鵜川包括外部監査人】

それぞれにどこも課題があると思うんですが、特に今回の対象となっていますけれども、経営、財務的なウエイトが高いところですね、結果的に検討する必要があると思います。

それで例えば消防協会のようなところは、ある意味政策判断で進めていけばできるのではないかと思います。

で、こちらの方は経営的なウエイトが大きいですので、こういうところはきちんと評価して、政策的な判断をしていただく、そういうことを是非お願いできればと思います。

私どもとしては、基礎的なデータを提供させていただいたので、それを見ていただいて総合的に判断していただければと思います。

【福田委員長】

政策的とか市町村との役割分担ということですね。

【丸山委員】

農業開発公社なんですけれども、監査されて基本的には債務の総額はまだ完全にはつかめないということですか。あるいは累損の原因と仕組債の現時点での損が市場価値でいくらくらいなのか、分からなかったということですか。

【鵜川包括外部監査人】

私どもの監査では最終的な回答が得られなかったということです。

【丸山委員】

バランスシートがないということですか。

【鵜川包括外部監査人】

バランスシートはあります。

具体的な借入金は 10 億円以上あるんですけれども、そのうち売却して残った差損についての残債があるんですね

それがいくらかということもはっきり分からないと。およそ 5 億円じゃないかという回答でした。

本来は、全部お金を借りてきてどういうふうに使ったかと、私どもからみますとそういうのはわかるのではないかと思ったんですけれども、なかなかそれは確定するのに時間がかかるということでした。

【丸山委員】

基本的に、まだその作業は続いているんですか。公社側の確定する作業は。

【鵜川包括外部監査人】

最終的にはこれは県が補償していますので、その額は積み上げないと、県の予算も出せないの、

そこは計算していると思います。私どもの監査の時点ではそこまでわからなかったということです。

【丸山委員】

ここ簡単でいいですから、43 ページで、予測累積債務は予測できないとありますよね、
これの理屈はどういうことなのか教えてください。どうして予測できないのか。

基本的には 18 年度は 27 億だったけど、22 年度単価だと 127 億ということで、約 100 億増えている
んですね。これがなぜ 100 億増えたかという、予測ですけど、これを易しく説明するとどうい
うこと
ですか。

【鶴川包括外部監査人】

一番大きな要因は、木材価格の下落です。これは本文の方にあります。

【丸山委員】

今、山に生えている木を切り出したときの市場価値が下がっているからその差があるということ
ですか。

【鶴川包括外部監査人】

ええ、そういうことです。

【丸山委員】

じゃあ、これは連動するわけですよね。

【鶴川包括外部監査人】

ええ連動します。

それ以外にも、分収率ですとか切り出しの労務単価だとかいくつかファクターがあるのですけれど
も、そのうち木材単価だけを捉えて試算したものです。

【丸山委員】

実現する損だというわけじゃないですね。

【鶴川包括外部監査人】

もちろん、木材単価が上がれば損失は小さくなります。

【福田委員長】

全国的に共通ですね。

【鶴川包括外部監査人】

そうですね、長野県だけでなく全国的なことだと思います。

【丸山委員】

わかりました。

【福田委員長】

他にございませんか。

それでは長時間にわたりありがとうございました。

【鶴川外部監査人】

またご質問があればいつでもお問い合わせください。

【福田委員長】

はい、また必要があればご連絡させていただきます。

2 長野県農業開発公社

【事務局：青木総務参事兼行政改革課長】

お揃いでしょうか。よろしゅうございますか。 それでは農業開発公社の関係がおみえになりましたので。

【福田委員長】

お願いいたします。

【事務局】

こちらから説明させていただいてよろしゅうございますか。

【福田委員長】

そうですね。15分から20分くらい説明いただいて、あと、時間的には40分くらいと思っていますけど、質問があると延びるかもしれません。

【中村農政部長】

農政部長の中村でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

今日、それぞれ、こういった格好のA3の紙をお配りしてございます。これに基づきまして御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは最初に資料の1からまいります。この資料は長野県農業の課題と対応の方向、そしてまたその中で長野県農業開発公社が果たす役割について説明させていただくものでございます。左側上段の1の長野県の人と農地の課題についてでございますけれども、人につきましては、農業技術者の高齢化によりまして、今後は基幹的農業従事者の減少が一層強く懸念されます一方で、新規就農者につきましては、経済情勢の影響もでございますけれども、増加傾向になってきておるところでございます。下の農地につきましては、農家1戸当たりの耕地面積1ヘクタール程度と小さくなっておりまして、2ヘクタール以上の農家は5%弱と、規模拡大が進まない状況が続いております。また、遊休農地につきましても、近年500ヘクタール程度が再生活用されていますけれども、耕地面積に占める割合は、18%と高い状況でございます。

このような人・農地の状況のもとで、2番の長野県農業振興の方向でございますけれども、現在、部といたしましては、食と農業農村振興計画2期計画を策定中でございます。5月に開催いたしました食と農業農村振興審議会におきましてその方向として1の夢に挑戦する農業と2に記載の皆が暮らしたい農村という柱を立てることについて御示唆をいただいているところでございます。その中で1につきましては、夢ある農業を实践する経営体の育成、自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産、信州ブランドの確立とマーケットの創出、この3点を柱としてまいりたいと考えております。次に黒い矢印の下に今後県農業開発公社が十分に機能を発揮していかなければならない課題を抜き書きしてございます。1つ目は白丸でございますけれども、喫緊の課題でございます新規就農者の確保でございます。新たな取り組みといたしまして、日本一就農しやすい長野県を目指しまして、県、市町村、JA、そしてまた農地関係団体の連携、役割分担によりまして、全県的なシステムを構築いたしまして、県内外から就農を希望する方々のサポートを行おうと考えております。このシステムの中で、農

地の確保につきましては、公社の機能は欠かせないものと考えているところでございます。それから、2つ目でございます。今年度から国の食と農林漁業再生方針に基づきます施策、人・農地プランの作成が始まっております。本県におきましては2年間で全市町村が作成することとなっております。このプランは今後の地域農業の担い手農家を定めましてその方々へ農地を集積することにつきまして、農地の出し手も含めましてバイネームでリスト化をする計画でございまして、この中から農地の売買と貸借が増加をいたしまして公社の業務も増加する状況にあると考えております。その枠内に飯島町の例を記載してございます。飯島町は営農センターを中心にしまして町内4地区に営農組合を設立して組合ごとに農地の効率処理を行うためのバイネームでの農地の流動化を行っております。結果といたしまして、農地の集積率は44.9%、県平均をはるかに上回っておりまして、耕作放棄地も県平均の2分の1以下に保たれております。所有権移転につきましても県平均を上回る状況でございまして、人・農地プランの効果の方向性を先行実施している事例というふうに見えております。また、企業の農業参入につきましても、市町村と連携を進めてまいりますが、日本政策金融公庫のアンケートによりますと、こうした活動をする場合に、3番目に農地の確保が課題となっているというふうに見えております。このことにつきましても、全県を業務エリアといたします公社が農地情報を活用し利用調整の機能を発揮することがプランの実現につながるものと考えております。このほか、遊休農地につきましては、(1)(2)を円滑に進めることによりまして着実に解消していきたいというふうに見えてくるところでございます。

次に3の市町村、JA、農家の意向の欄を御覧いただきたいと思っております。市町村とJAは農地利用集積円滑化団体といたしまして、農地の移動に係る一定の機能を持っておりますけれども、県公社が市町村、JAの区域を越えました県内一円の情報を持っておりますことから、広範囲の情報の提供を期待いたしております。また、農地の売買につきましては、市町村、JAにつきましても、農地の保有、そしてまた買い入れのための無利子資金を調達する施策がございません。一方で、公社には国から無利子資金の提供がございまして、売買業務は公社に依頼したいという意向がございまして、また、農家さんのほうでは公社に農地を売ったり買ったりするのがほとんどでございまして、今後も公社を利用したいというふうに見えてまいります。県内市町村等のこれらの意向を踏まえまして、公社、市町村、JAなどの役割分担をフローでお示ししてございます。公社の役割といたしましては、農地の売買と賃貸借のうち、賃借料の一括前払い、この部分を担当し、市町村、JAは年払いの賃貸借を主な業務分担として農地集積に取り組むことが県内においては最も合理的な仕組みというふうに見えてくるところでございます。

このような状況を勘案いたしまして、右上の4を御覧頂きたいと思っております。公社の役割分担と今後の主な業務量を試算してございます。(1)の新規就農者の農地確保支援につきましては、23年度の本県の新規就農者の実績は211名となりましたので、今後も毎年200名以上の新規就農者を対象といたしまして、業務量といたしましては、賃借料の一括前払いの貸借によりまして年間100ヘクタール程度を見込んでおります。また、売買につきましては、(2)の人・農地プランの作成を契機といたしました、農地の売買、貸借が増加することに伴いまして、年間の売り渡し面積は80ヘクタールの実績から100ヘクタールに伸びると見込んでおります。これは、県平均と比べまして農地集積が進んでおります、先ほど御説明しました、飯島町の状況を勘案いたしまして、集積に占める所有権移転の割合が、1.4から1.5%に上昇し、また、公社が売買を仲介する割合については、少なくとも5割程度と見込みまして、年間の取扱いの目標を約100ヘクタールと試算をしたところでございます。この紙の説明は以上でございます。

続きまして2枚目でございます。資料の1-2を御覧いただきたいと思っております。これは包括外部監査結果を踏まえた課題と対応につきましても主な論点を改めて整理をさせていただいたものでございます。1番の平成23年度包括外部監査結果と課題についてでございます。(1)の監査の視点の1、改革基本方針への取り組み状況及び今後の課題につきましては、概ね目標を達成できたと評価をいただいたものでございます。次に(2)の監査の視点に外郭団体に対する県の関与状況についてでございます。この団体の存続についての意見では、農地保有合理化促進事業強化基金の返還に伴いまして、

公社の正味財産が1億5,400万円棄損されること、農地保有合理化事業の制度的な問題といたしまして、農地価格の下落の局面では公社が価格下落のリスクを負うことになり、平成19年度からの4年間で長期保有地の処分によりまして、公社の正味財産が4億4,513万円棄損されたこと、また、一般社団法人及び一般財団法人に係る法律によりまして、現在のままの状態では、公社が強制解散になることが意見として整理をされたものでございます。そのうえで、に記載いたしましたように現在農業開発公社が実施しております農地保有合理化事業は、必要不可欠な意義ある事業と考えられること、この事業につきましては、法令で定められた事業でございまして、県自身では実施できない、また、県の裁量で事業を廃止することができないということ、さらに、その法人は県の出資比率が50%以上である必要がございまして、民間事業者で実施できる余地がないと思われるとの意見をいただいたものでございます。(3)の監査の視点でございます。団体の経営状況につきましては、の公益法人制度改革等への対応といたしまして、借入金の取り扱い、特に新公益法人に移行するための取扱いについての問題、また、長期保有地の処分後に残った借入金の取扱いについて、県と十分協議する必要があること、そしてまた、どう借入金を返済するかの計画を作成する必要があるというふうに御報告をいただいております。の今後の課題といたしまして、公社の廃止そして清算という選択肢は事実上困難だと考えられるが、県の追加的な財政支出なしには事業の存続が困難であること、そのうえで農地保有合理化事業を継続し、かつ、県民負担を最小にする観点から、当公社及び長野県の当公社の健全化に向けた抜本的な経営改革が必要であるというふうな御意見をいただきました。また、資金の運用につきましても、右側上段のような御意見をいただいております。

2は包括外部監査結果への対応としてまとめさせていただいたものでございます。今説明させていただきました事項を大きく3つの課題としてまとめさせていただき、それに対する農業開発公社と当部の考え方を整理いたしましたものでございます。まず、課題といたしまして、団体の存続、農地保有合理化事業の実施につきましては、公社といたしましては新たな公益法人に移行した上で引き続き事業を実施していくということとしております。当部といたしましても引き続き事業が実施できるように検討してまいります。次に課題の2の借入金の扱い、それから、抜本的な経営改革についてでございます。農業開発公社では借入金について経営健全化をするための抜本的な経営改革計画とあわせて県と協議することといたしております。具体的な経営改革の取組といたしましては、2に書いてありますように、組織の見直し、それから積極的な事業の開拓、さらなる経費の削減がでございます。さらに新たな役割の発揮として県の主要施策の推進に積極的な役割を果たすとともに新たなニーズの開拓を行うこととしております。具体的なことにつきましてはこの後資料2によりまして農業開発公社の理事長から御説明を申し上げます。この関係につきまして、担当部といたしましては、公社の新たな役割発揮につきましては、今後の農政の推進に不可欠と考えております。また、公社の経営健全化に向けた改革及びその改革を反映した経営シミュレーションは実行可能と考えてございまして、公社の経営健全化の取り組みを定期的に確認しながら、必要な監督指導を行ってまいりたいと考えております。さらに、公益法人に移行して事業を継続していくために必要な財政支援につきましても、庁内の調整を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。課題の3につきましては、記載のとおりでございます。担当部からの説明は以上でございます。

【福田委員長】

何か質問がありますか。

【農政部長】

委員長さん。公社の説明があるんですが。続けさせていただいてよろしいですか。

【農業開発公社萩原理事長】

農業開発公社理事長の萩原です。私の方から説明をさせていただきます。

資料の2を御覧いただきたいというふうに思います。この資料に基づきまして、公社の概要、それ

から、経過、今後の方向につきましての公社の考え方につきまして、資料で説明をさせていただきます。まず、公社の概要でございますが、設立が昭和 45 年に財団法人として知事許可をいただきました。それから、農地法に基づきまして合理化法人の知事指定を受けまして、当時の民法法人として発足をいたしました。知事指定につきましては現在農地法から農業経営基盤強化促進法に変わっております。基本財産は 3 億 1,300 万ですが、このうち県の出資金が 500 万、農地保有合理化事業強化基金が 3 億 800 万ですが、これは国庫と県が半分ずつでございます。

業務の内容につきましては、別ペーパーの A 4 判の農業公社の役割という資料を御覧いただきたいと思っております。農業経営基盤強化促進法の 1 条の目的を達成するために規模を縮小する農家の土地を買い上げまして、担い手たる規模拡大する農家に売り渡す、いわゆる再配分を行いまして、農地保有の合理化を進めまして、その有効利用と効率的経営体を育成する、これが事業名で農地保有合理化事業とっておりますが、これを実施しております。具体的には資料の真ん中にご覧のように、一旦公社が買い入れます中間保有機能を活用いたしまして、面的な集積を図るものとしたしまして、担い手に売り渡すというものでございまして、この場合の土地代金が国の利子補給を受けました全国農地保有合理化協会、全国協会と我々は言っておりますが、ここで市中銀行から借り入れまして、国が利子補給をいたしまして、これを県公社が無利子で借り入れて行っております。

次に主な業務内容ですが、資料 2 のほうにお戻りをいただきまして、平成 21 年から 3 年間の実績は御覧の表にありますとおりでございます。手数料収入につきましては、公社の主な収入源というふうになっております。それから、人員組織体制についてでございますが、県域の大きな長野県特有な体制といたしまして、支所制度をとっております。県の現地機関でございます地方事務所内に支所を設置しております。そこに職員を配置しております。そこに 13 名の参事を配置しております。常勤の役員、プロパー、臨時職員については、本所で業務を行っております。正味財産の状況でございますが、基本財産は 3 億 1,300 万でございます。表を御覧頂きますように平成 19 年から基本財産額を下回っている状況になっております。この正味財産が減少している主な要因であります。長期保有地に係る債務でございます。これは買い受け予定者が都合、体調等で買えなくなったとか、事業の先行取得をしたのですが、事業が変更になってしまった、こういったことで発生をしたわけですが、表を御覧いただきますと、毎年売り渡しを実行いたしまして、債務残高は減少しております。平成 23 年度末におきましては、4 億 8,600 万ほどの残高でございます。これまでの改革の取組ということでございますが、特に長期保有地につきましては、農地価格が公社扱いベースで平成 9 年ごろをピークにいたしまして、下落をしてきてございまして、本格的に処理を始めました平成 19 年と比べますと、約 3 割ぐらい安くなっていると、こういう状況でございます。保有農地と周辺農地の価格差が生じたというようなことで、売買差額を出して売り渡さざるを得なかったというようなことや、年度末に保有地を再評価することによりまして評価損が発生したものでございます。平成 18 年以降ガイドラインを定めまして早期処分を努めているところでございますが、平成 20 年度末で取得ベースで 5,700 万という状況になっております。

それから、公社の組織改革の推進についてでございますが、まず、人員削減を平成 16 年度から進めてございまして、平成 23 年度には 10 名を削減しております。なお、県からの現職派遣も平成 18 年で廃止をいたしましたところでございます。それから加えまして、平成 22 年度からは役職員全員の給与を 10%カットしております。

次に監査委員によりまして監査と包括外部監査についてですが、前段、農政部長の方から説明がありましたけれども、最初に県の監査委員の監査を 22 年度に受けてございまして、経営健全化に向け、それから、公益法人移行について、それぞれ県と十分協議をして進めなさいという御意見をいただいておりますし、包括外部監査については 23 年度に受けたわけございまして、抜本的な経営改革を行って、その機能を維持することが必要だというふうに意見をいただいております。それから、個別の団体各論の中では、農地の集約のために資する政策をフル活用することは必要性が高いと農地保有合理化事業を必要不可欠な事業と考えるというような意見もあわせていただいております。

右側の公社の経営改革についての財政健全化に向けた改革についてでございますが、公社の組織に

つきましては、現在の機能を維持しながら経費を削減していくという計画を立てていまして現在の事業にプラスをいたしまして、県で実施をされます新規就農者の確保対策だとか遊休農地解消対策に積極的に関わります、さらなる新たな事業量の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。まず、組織の見直しについてでございますが、現在、本所と10の支所体制で実施をしておりますけれども、市町村の人・農地プランとの連携体制を強化する、等々によりまして、平成29年度からは11名体制で取り組むこととさせていただきたいと思っております。組織の広域化につきましても、人・農地プランとの連携だとか情報強化というようなことで十分対応できるだろうというふうに考えております。積極的な事業開拓についてでございますが、農業大学校だとか新規就農相談会など新規就農する皆様方に就農前の段階から公社の事業・制度を知っていただきまして、農地集積の必要な時期が来ましたら、公社を活用いただくというようなことで安心して営農ができるような体制を進めさせていただきたいというふうに思っていますし、公社といたしましても事業を拡大することができるというふうに考えております。さらなる経費の削減でございますが、物件費をさらにもう一步踏み込んで削減をさせていただきたいというふうなことで関係団体への会費だとか全体経費の見直しをさらに進めさせていただきたいというふうに思っています。それから、県農政の主要事業に対しまして新たに役割の発揮ということでございますが、今まで蓄積をしてきております、農地集積の専門知識を生かしまして、県で実施をいたします主要施策のうちの構造改革、体質強化に関わる施策につきまして積極的に関わってまいりたいというふうに思います。従来知識を大いに活用した新たなニーズを開拓してまいりたいと思っております。先ほどの説明にございましたが、新規就農者への農地集積の提供をはじめとするサービスを充実させていただきまして、新規就農者の皆さまに安心して経営をいただけるような環境も公社として支援をさせていただきたい。それから人・農地プランにつきましては、作成段階から参画をさせていただきまして、それぞれの各地域の人と農地の設計図が設計図どおり実行できるようなことにつきましても、公社として流動化を通じて支援をさせていただきたいと考えております。ひいては、公社の事業量の確保を図ってまいりたいということでございます。遊休農地の活用促進につきましては、広域の場で規模拡大を目指します農業法人等と遊休農地のマッチング等につきましても公社として積極的に関わらせていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、経営シミュレーションについてでございますが、これは今御説明申し上げました内容を実施した場合、経営がどのようになるかということにつきまして試算をさせていただいたものでございまして、現段階で財政支援の方法だとか額が決まっているわけではございませんので、前提条件をつけたうえでの試算でございますが、その前提条件としましては、表の下にございますように、新公益法人ではなくて現行制度で続けた場合はどうなるかというようなことでございます。実は公益法人に移行しますと、収支相償ということになりますので、収益で借金を返済するということができなくなりますので、とりあえず試算は現行制度で試算をしてございまして、強化資金の返還、これは実は、農地の購入資金が全国協会におきまして従来基金方式であったわけでございますが、これが利子方式に改められまして、これに合わせまして、25年度末までに先ほど公社の概要で申し上げました、強化資金について国分を返還ということを求められているわけでございます。これも、返還がないという前提条件で試算をしてございまして、それから売買面積につきましては、24年度においては80ヘクタールでございますが、先ほど農政部長から話がありましたように27年度からは人・農地プランだとか新規就農者等を勘案いたしまして100ヘクタールということで事業量を確保してまいりたいというふうに思っております。とりあえず、県の支援はないという前提条件で設定をさせていただきました。以上の条件で経営状況を試算してみたわけでございますが、御覧をいただきましたように人・農地プランの本格運用で年間100ヘクタールを扱うことで売買代金がだいたい9億5,000万から約10億程度になりますので、手数料が約5,000万ほどになるということになりまして、平成26年から補助金の減額を行いますけれども支出の削減に努めるということを含めまして平成25年から単年度黒字を見込んでおりまして26年からは安定的な経営が見込まれるというふうに考えております。なお、長期保有地の借入金の利息につきましては、毎年の収益で返済しまして徐々に減少させていくことが可能だろうと、経営改善ができるというふうに考えております。なお、平成24年と25年の補助金額の

大きいのは県等からの事業を受託したということでございまして、1,500万、1,000万それぞれ事業受託のためでございます。

これらのことから経営の方向性については、見えてきたわけでございますが、6の新公営法人の制度への対応についてにありますように、公営法人制度の改正に伴いまして、農地保有合理化事業のメリットでございます、譲渡所得の控除などを活用いたしまして、農業者への集積を図る、農業者へのサービスをすると、こういった業務を低下させないためには平成25年11月30日までに公益法人に移行手続きをしなければならないという状況でございます。公益法人に移行するにあたりまして課題がございます。6の(2)のアにございますように国から求められております農地合理化促進強化基金の返還をすることによりまして、先ほど申し上げましたように期末の正味財産が5,100万ほどでございますので、基金に1億5,400万を減額いたしますと、債務超過になるということになりまして、公益法人の移行後につきましては2年連続で、正味財産が300万を割りますと強制解散という形になってしまいます。この基金返還分につきましては、なんとか御支援を賜りたいというふうに思っているところでございます。それから公益法人移行後につきましては、収支相償というのが原則でございますので、公益法人に移行をしますと借入金の返済ができなくなると、利益を出して借入金の返済することができなくなりますので、移行前に解消しておくということが当然必要になります。これらのことにつきまして、県の支援を賜る上で長野県農業の体質強化、農地の流動化のためにこれからも公益法人としてさらに業務を進めさせていただければ、ありがたいというふうに思っております。以上でございます。

【福田委員長】

所管部と公社の説明が終わりましたけれども何か御質問ございますか。

【今井委員】

2点ありますが、まず1点目、長期の保有地というのはどれくらいあって、それは26年度までに基本的には処分するという考え方でよろしいですか。

【農業開発公社理事長】

はい、現在4カ所、取得額で、先ほど申し上げましたように5千7百万円ほどあるわけではあります。これにつきましてはなんとか24年度中に目途をつけさせていただいて、26年度には一応試算では処分ですけれども、できる限り早めに前倒しをかけながら処理をさせていただきたいというふうに思っております。現在もそのための段取りを進めさせていただいております。

【今井委員】

もう1点、さきほど中村部長の説明で農地の賃貸借事業について、年払いについては公社ではなく市町村なりの方でやると、その方がいいと、それはどういうことですか。

【農政部長】

逆に新規就農者の方々を応援する場合にですね、ほとんどの新規就農者の皆さま方は資金的な基盤が極めて小さい方が多ございますので、毎年毎年就農してから小作料といいますか、賃借料をお支払いになるよりも、公社がですね、5年間の賃借料を地主の方に一括してお支払いしておいてですね、安定した農地の貸付を受けながら新規就農者にお支払いしていただくという制度がありますので、これが一括前払い制度なんですけれども、新規就農者にとってはその方が財政的な基盤が弱いということを一一般論とすれば、御活用いただきやすいので、そちらのほうからのアタックを強くしていきたいというふうに御説明をしたところでございます。

【水本委員】

この農地保有合理化事業、これは法定されている事業で、長野県自身では実施できず、また、長野県の裁量で事業を廃止することはできないという、県の選択で廃止をできないということなんですよ。そういうことになると、前に進んでいくことしかないということですか。

【農政部長】

農業経営基盤強化促進法によりまして、県内一円を業務区域として農地の売買等によりまして、農地の集積を行う団体を1者県が設置をするということについて県に対する義務付けがございます。その団体に対して、農地保有合理化事業、いわゆる先に農業開発公社が先行取得をいたしまして、一定期間保有したのちに農地の集積をしたい方々にこれを売り渡すということについては、その規定がございますので、一方的に廃止をすることはできないというふうな状況になっているものでございます。

【水本委員】

ただ、民間でやっても50%以上県の出資が必要だと、だから実質他にはないということですか。

【農政部長】

実質的には他にはあり得ないというふうに考えております。

【水本委員】

あとですね、強制解散にこのままだとなってしまうわけですよ。ということになると、公益法人になる前に、借入金の返済と債務超過にさせないための方策をやらなきゃいけない、こういうことですよ。これは平成25年11月までに。

【農政部長】

そうですね。手続きを開始しませんでしたと、自動的に解散という道になってしまいます。私どもといたしましては、これから長野県農業の基盤を支えていただく、大規模経営をしていただく方、それから新しい感覚を持って長野県の農業を支えていただく新規就農者を担保するという観点から、先ほど御質問もありましたけれども、貸借事業、そしてまた売買事業をですね、円滑に進めていける全県域の団体をこのまま解散することは農政の推進にとって大きな支障になるというふうに考えているところでございます。一方で私どもの立場からではそこに到達するまでに必要な措置といたしましては一定の額ですね、一時的な財政負担が必要になっているところでございまして、これにつきましては、今後知事も含めまして、庁内で調整をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

【水本委員】

そういう意味で、いろいろ言っても廃止という選択肢はもうないということなんですか。極論すれば。

【農政部長】

農政部といたしましては、そう考えております。

【福田委員長】

法定されているということですが、どんな法ですか。

【農政部長】

これは農業経営基盤強化促進法という法がございまして、従前のですよね、農地流動化促進に関しま

して、農地保有合理化促進法でしたっけ。

【高田農業政策課長】

見にくくて申し訳ありませんが、この資料の左上に。

【農政部長】

この表を御覧頂けますか。この冒頭に法的な位置づけということで記載してございますけれども、農業経営基盤強化促進法の中で、その枠の下段のところに農地保有合理化法人の位置づけということで県に対しましてこれを設置することが義務付けられているということなどを記載させていただきました。このことを先ほど御説明させていただきました。

【福田委員長】

すべての県に対してということですね。

【農政部長】

はい。

【福田委員長】

国の法の問題ですよ。国の法があるから仕方がないという考え方はどうなんですかね。

【農政部長】

ここで、資料の中で一義的に法的基盤については先に申し上げましたけれども、最終的には農政を推進する上で国の法律がなくてもこうした農地集積を主体的に全県域で進められる団体は必要というふうに思っております。

【丸山委員】

農業大学もやらせていただいている、乱暴な意見でお許しいただければと思うんですが、例えばですね、この開発公社を解散したとしますよね。そうすると、農業振興とかあるいは受益者から見ると何が本当に問題なんですか。何ができなくなってしまう、要するに細分化した土地を集積して大規模農場を作るということができなくなるんですか。

【農政部長】

そういうことです。今おっしゃるとおりです。

【丸山委員】

それが、今公社は利益を出さない仲介業務をやっているわけですよ、簡単に言えば。その機能をやる場所はないだろうということですね。

【農政部長】

農地の売買についてですね。

【丸山委員】

そうですね。それがなくなると、結果としては、放棄をした耕作地が多くなるという可能性があるということと、経済性が損なわれて、競争力がなくなることですか。

【農政部長】

そうですね、委員は反対の方からおっしゃいましたけれども、これからの農業経営は、長野県という地形から申しますと、中山間地域も多いわけですが、長野平、佐久平、あるいは松本平というふうに一定の平地地もございまして、こうしたところでは、国が言っておりますような大規模化もですね、地形的には可能な地域がございます。こういったところを中心にですね、さらに規模を大きくしてコストカットをした経営体を育成しなければ、今後の経済の国際化もさらに進むというふうなこともありますので、太刀打ちできません。

【丸山委員】

集積化ができないわけですね。

【農政部長】

そういうことです。

【丸山委員】

集積化をやるのがここの公社の本質的な役割ですね。

【農政部長】

本質的な役割でございます。これは、法的にもそう位置づけられています。

【福田委員長】

100ヘクタールずつくらいが年間動くことになるだろうというその根拠はどのような形で100ヘクタールなんですか。

【農政部長】

ここで、農地の売買面積の業務量を100ヘクタールと積算させていただきましたのは、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、飯島町の先行事例がございますので、これと現在の県的な平均の数字と合わせて積算をしたものでございます。最初に所有面積の所有地の移転の面積、全体がどういふふうになるかと、売買の面積がどのくらいになるかということでございますけれども、過去の県平均の値は1.4というふうに資料にも記載をさせていただいたところでございます。これを、プラン作成後には1.5%まで引き上がるというふうに見させていただいたものでございます。これは、飯島町の5か年間の所有権移転面積の割合が1.9%、全県の5か年間で1.4%でございまして、飯島町とのかい離が0.5%ございます。全県平均が飯島町の目標に達すると仮定しますと、年に0.1%ずつ単純平均で上昇するというふうに見まして、このことによりまして、全体といたしましては、上昇率を1.0%と堅実に見込んで、最低限で見込んで上昇するというふうにして1.5%というものを設定いたしました。一方で、この全体の面積に対しまして、公社が関与して所有権を移転する割合はどのくらいかということが今後は必要になります。その関係につきましては、過去5か年の県平均は39%でございまして、この関係につきまして、飯島町の過去5か年は84%と非常に高い値でございまして、これを近時に84%まで上げるということは非常に困難でございまして、45%のかい離がございますので、目標年に到達することは困難でございまして、飯島町の過去5か年間のうちで公社の関与が最少であった場合でも、少なくとも50%は公社の関与があるというふうに見込んだものでございます。この1.5%、50%、この値を押さえておきまして、農業開発公社が扱いますのは農振農用地が原則でございます。県下の農振農用地面積が13万3,000ヘクタールあまりでございます。これにつきまして、5年間の所有権移転面積の割合を1.5%といたしますので、これをかけ合わせますとおよそ2,000ヘクタールが5年間で所有権移転になるということでございます。この2,000ヘクタールにつきまして、公社の関与する割合が50%でございまして、およそ1,000ヘクタールでございまして、年間の公社の

面積はこれを5か年でございまして、5で除しまして年間200ヘクタールということになります。この実面積につきましては年間100ヘクタールということで記載をさせていただいたものでございませぬ。ちょっと説明が長くなりました。申し訳ありません。

【丸山委員】

農業集積、分散した耕作地を集積すること自体は法的な要件は公社しか満たしていないということですか。飯島町の例では町がやったんですか。

【農政部長】

町とJAとそしてまた県の公社等が絡んだ営農センターを作っております。飯島町は特異的にですね、昭和の時代からこういう活動をしておりまして、現在のような非常に効率的な土地利用体系を取っているということです。

【丸山委員】

飯島町の場合も法的な根拠として開発公社がなければ不可能だったんですか。

【農政部長】

そうですね。実際、先ほど申し上げましたけど、公社の関与率は84%にまで至っておりますので、それ以外ですね、16%といえますのは、要するに利用集積に当たらない相対的土地移動があります。これについては、相対に行われている場合もございまして、関与率は公社が非常に高い割合を飯島町の場合は持っているということでございませぬ。

【丸山委員】

全体の絵を見ても、繰り返すような質問になって申し訳ないんですが、日本一の農業を実践するとありますけども、これと現状の差というのは、具体的に認識されているんですか。

【農政部長】

この資料に申し上げてあります日本一就農しやすい長野県という文字でございませぬ。それは丸山委員さんには農業大学校の関係でも御説明をさせていただいているところですが、長野県は就農につきましてはですね、近時、年間200人ということを目標にしてやっております。23年度は211名という実績になりましたけれども、以前はですね、非常に新規就農者が足りなくて、過去のストックマイナーがべらぼうにございませぬ。これを危急に確保しなければならないということ。もう一つは規模の拡大をしていかなければならないということでございませぬけれども、就農しやすい体系といたしましては、今との違いはですね、長野県下には県が実施しております様々な施策を活用して市町村ごと、農協ごとに個別の支援施策を持ってやっておいでになる地域もございませぬし、そうでない地域もたくさんあるわけにございませぬ。これを、県と全市町村、全JAグループなどが一体となった支援システムをまず構築すること。もう一つはこれまで、長野県下には県内外から新規就農者に来ていただくということではなくて、新規就農者が来ていただくのを待っていてサポートするというスタンスだったんですが、もうここまで来ますと、市町村も県もJAも新規就農者を誘致するという考え方に立って、具体的に下に農地プランがございませぬけれども、どこの地域で例えばリンゴの産地であればこのリンゴの産地の集落ではあと何人足りないんだというふうなことを具体的に出していただいて、それを県的な私どもあるいは公社などに情報をいただくと、それを県内外にですね、アピールをさせていただくというふうなスムーズなパイプを作っていくと。求める側とそれから来たい側の情報をタイムリーにマッチングできるようなシステムを作って、こういうふうに行っているところは全国にございませぬので、これからそういうシステムを作り上げていこうということでございませぬ。

【丸山委員】

新規就農者が200人増えても、退職する人も増えていきますよね。純増にはならないですよね。

【農政部長】

純増にはなりません。

【丸山委員】

農業人口自体は大規模農業化して給与所得者になるというようなことも増えるでしょうけど、それを前提としなければ、基本的に長野県で農業を主な仕事としてされる方の数というのはかなりの勢いで少なくなるということですか。

【農政部長】

頭数は少なくなりますけども、単位当たりの経営面積を大きくすることによってできるだけ総体を維持したいという考え方でございます。

【福田委員長】

耕作放棄地が今時点で1万7千ヘクタールがあるんですけども、この辺の扱いというのはどうしていく、やっぱり買い上げというか、そっちの中に入れていくわけですか。

【農政部長】

耕作放棄地の発生原因と申しますのは、いろいろ言われているわけですが、結局長年にわたりまして、農業経営上の収益性があまりうまくいかないということの中から儲からない、儲からない産業には若者が就農しない。若者が就農しない産業構造としては年齢が高く、平均年齢が高くなっていく、高くなっていくとその方の肉体年齢がくるとやめてしまうということによって、基本的に荒廃農地が増えてきているわけですが、こういったことを勘案しつつ、従前、一昨年ちょっと前くらいまでは具体的に荒れた農地を物理的に再整備をしまして、どなたかに紹介をするという行為をやってまいりましたけれども、ただいま申し上げましたような、発生の原理から見れば、それはそういうことではなくて、今申し上げましたような規模拡大する方をちゃんと作る、あるいは新規就農者でちゃんと使っていただける方を育てていくという根底からのトライアルをさせんと、遊休荒廃農地はなくなっていかないということになりますので、県の政策方向の中とすれば、先ほど御説明したこの2つの視点に従った格好の施策を進めることプラスアルファ、公社の理事長が説明いたしましたけれども、実際に作物を欲しいという県内外の需要者と耕作者とを結びつける施策などを展開して、耕作放棄地をできるだけ少なくしていくという取組にしていきたいという考え方でございます。

【福田委員長】

先ほど県で他でやっているところはないと言われていましたけど、林業なんかはこの企業の結び付けでやっているんですけども、林業でやっている手法と似ているなと思ったんですが、耕作放棄地がこれだけあって、ということは逆に少しずつ買い上げて土地を移動させていくっていうことは難しい話ではないでしょうか。

【農政部長】

全部を解消することについては、当部といたしましても既に意思を固めている部分がございます。基本的に耕作放棄地は農振農用地だけでなくそれ以外の土地も含めた数字がいま委員長がおっしゃった数字でございます。部といたしましては、少なくとも農振農用地を中心にしたものをできるだけ農用地を農業の用に再生利用していきたいという考え方を取っていくと。既に林地化してしまっているようなもの等については森林法の世界の中に繰りこんでいくことも部としては覚悟していると

ころでございます。

【丸山委員】

遊休農地というのは今の場合だと耕作可能と考えていますか。森林化していないという考え方ですか。

【農政部長】

そうですね。耕作放棄地を含めておりますけども、耕作放棄地以外のものは状況としては一定の手を加えますれば農作業ができるという農地だとお考えください。

【福田委員長】

人というのはすごくわかるんですが、どのくらい人が、営業して連れてくるっていう形になると思うんですけども、どのくらいのペース、見込みというか、そこができなかったらどうなるんでしょうか。

【鈴木農村振興課長】

近年ですね、長野県の方で首都圏の方にですね、新規就農の相談会というのをやっているんですけども、年間県内相談、あるいは県外での相談を含めて、電話等いろいろな手法も含めてですね、最近では 1400 件くらいの相談が寄せられております。その中から、いろいろな相談活動を通じて、先ほどお話がございましたように直近の数字とすれば、年 200 名を超える方が就農をするという状況になっております。

【福田委員長】

県全体で、ですか。

【農村振興課長】

長野県全体で、1年間ですね。しばらく前まではこれが 150 名とか、あるいは 140 名とか、そういう数字だったんですけども、そういうようなことを繰り返して行く中で 200 名を超えるまで増えてきたという状況でございます。

【酒井委員】

私もちょうど若いころというか、昭和 50 年代、農政課にいたことがありまして、そのころまでに農業構造改善事業ですとか、いわゆる農地の基盤整備を進めて大規模化し、儲かる農業ということを目指してやってきましたし、いわゆる集団的な団体に農地を集積する、そういうことをずっとやってきたわけですね。しかしながら、伊那市でいけば、当時 50 年代頃に農業総所得が 200 億円くらいだったわけですよ。現在は、もう 30 数年経って、100 億割っちゃって、もう半分以下になっちゃっているわけですね。やってきてはいるんだけど、非常に厳しい状況だということで、本当にいよいよこまで来ると、農産物の価格も固定化してますんで、ほんとにやる気のある法人ですとか、あるいは団体だとか、個人だとか、そういうところに真剣に農地の集積をして、やる気と能力のあるところに集積をして、規模拡大を図っていくということをしなきゃいけないのと、もう一つはやはり話題になっている新規就農、これについても国政の方で新規就農者への支援みたいなものが始まりましたよね。それに加えて、上伊那地域においては農協でもやっていますし、伊那市でも今度上乘せというか単独事業でそういう施策をやらなきゃいけないというようなことも考えるという非常に厳しい状況にね、なってきたということなので、どちらかという、本気になって、ここでなんとかそういう長野県の農業を維持、あるいは発展していくためのいろんな施策とか、あるいは農業開発公社のね、機能強化という、いわゆる効率的な経営等を含めながらやっていかないと、いよいよじり貧の状態になっち

やうんではないかと私は思っているのですがその辺は県の方ではどう考えていますか。

【農政部長】

委員のおっしゃるとおりでございます、例えば私が説明させていただきました、資料の1番の2のところですね、次期食農計画の柱を申し上げてございます。ここの1番に夢に挑戦する農業ということで、夢ある農業を实践する経営体の育成という柱を立てることになっていますが、今、委員の御発言のような農業経営のあり方の方向性とすれば、これまで、長野県は農業経営という方と、農を続けておいでになると、農業ではなくてですね、そういう方がたくさんおいでになって、混然としていたわけですが、農政部の施策の中心といたしましては、これからは農業で生業を立てていけるような経営をやっていくことを目指す方々を中心に支援をしていくという方向性をこの言葉に表したものでございまして、今後、過去において農地の形状などを使いやすくしてきました構造改善事業などはすでになんかなり進んでまいりましたけども、今度は利用のあり方としてこうした農業経営で生業を立てていける皆さん方を育てていくという方向性は確実に位置づけていかざるを得ない状況と考えておりまして、そういった意味では委員御指摘のような方向性に従って農地の集積ということはかなり加速度的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【丸山委員】

今おっしゃったような方向に新規就農者を増やしていくというように、ある意味劇的に進めていくためには、組織のどちらかと言うと合理化、いわゆるリストラ的な計画があるみたいですけども、それはたぶん逆のような気もするんですけども。つまり、今20名を10名にしていますよね。10名にして回るのであれば、5年間かけてやる必要もないですよ。つまり、経営合理化で20名の職員がいて、それが10人でできるという計画があるのであれば、それはあとはやるだけなので、5年間かかるというのは、普通は考えにくいですよ。逆に言うと、3000万円ですよ、10人も減らして、経費が削減できるのならば。つまり、人件費が1人300万クラスになっているんですよ。今おっしゃったようにね、ほんとに県の政策上、農業を振興させると、それから国際競争力のあるような農業を育てていくというのであれば、逆に資源を投入すべきですよ。それはコストも同様で。そのような議論はされているのですか。良い悪い、の価値判断はわからないですけども。

【農政部長】

公社からもこのあとで展開していただきますけども、今の県から見ました公社のこれからのスリム化の構えにつきましては、丸山委員がおっしゃっている前向きなスタンスですね、かなり加速度的に進めていくには人員も必要だということは私どもも必要性は感じております。一方で、公社は5億円近い負債を抱えながらこれを解消しながらやってかなくちゃいけないという、そちら側の条件も抱えておりまして、公社とすればその両方の見合いを取って、当面の間、合理化を進めていかざるを得ないと。これまでも外部監査委員からも組織のスリム化ということについては言及されている部分がございますので、その間の中で公社は考えているものと、私どもは理解しております。

【農業開発公社理事長】

部長の方から答弁した通りでございます、特別出資をいただくことに対しては、ただそのままただくというわけには当然まいりませんので、これは公社としても一定の身をきれいにした上で、よろしく願いますというのがスタンスだろうと思います。もう一つは、即できないというのは、実は先ほどからも人・農地プランの説明がありましたけども、長野県下の市町村が24年、25年で人・農地プランの策定に入ります。この人・農地プランの中で、それぞれの地域において、担い手をどうするのか、その担い手に対してどう農地を集積していくのか、これはバイネームという話がございましたが、何のタロベエさんにどう集積していくかという計画がそれぞれの地域で論議をされます。これが25年いっぱいまでかかる予定になっていますので、それを前提条件に考えますと、即明日から

ということはちょっと無理だと、市町村の策定いたします人・農地プランと十分見合いを考えながら我々としてもすべき合理化をしながら、ということになりますと、26年から開始をさせていただくのが妥当であろうということで今回のシミュレーションにさせていただきました。

【丸山委員】

土地を集積するとか、場所を交換するとかということは、そう一筋縄ではいかないことですよ。たぶん県の職員や公社の職員が、現場に行って話したり、利害関係を調整したり、そういう場面が増えますよね。そのこと自体の成果をね、100ヘクタールではなくてもっと高くしようというのであれば、なにか逆行するような考えというか、数字をみるともちろん経営ですから効率化とか、あと無駄なことはあっちゃいけないと思いますよ。でも、こういうふうに言っちゃいけないけど、長野県全体の将来から考えると、3000万円とか1億円の話ですよ。逆にそこは予算措置をして、農業の振興が重点施策であれば、力を入れることが必要というような気がするんですけど、私は、それ以上はここで議論しても政策になってしまうので言わないですけれど。

【農政部長】

大変ありがたいお言葉をいただいていると思います。一言付け加えさせていただきますと、10広域にそれぞれの支所を置きますことと、4広域に絞りますこととの効率性を高めるという努力は、これは、普通の考え方の中で進めさせていただいているものだと。そのうえで、丸山委員の御指摘のようなあり方もまたこれからは視野に置きながらですね、進捗をさせていただければありがたいというふうに思っております。

【丸山委員】

1つ細かい質問なんですけども、給与の10%カットと役職員の削減をされたということなんですけども、これは具体的に言うと10%というのは基本給の10%のことですか。年間ではどのくらいの削減幅になるんですか。

【農業開発公社理事長】

公社とすれば、H22からはじめておりますので、前年H21と実績比較をいたしますと、公社全体では1100万ほどの減額です。公社の職員体制は、いわゆるOB職員は賞与とか退職金が一切ありませんので、それから、プロパーの職員は県職員並みの給与体系を取っておりますので、それぞれ状況は違いますけれども、トータルとすると約1100万円強の節減をしております。

【丸山委員】

もうひとつ小さいことなんですけども、先ほど監査人の方から、今の債務の全体額が分からないというような発言があったんですよ。監査しても把握できないと。その実態というのはどういうことなんですか。デリバティブとか資金処理の状況あたりに載っていますよね。その損失がいくらかが把握できないとおっしゃったので、そこが知りたいんですが、本質的でなければいいですが。

【農業開発公社理事長】

とりあえずお答えをさせていただきます。強化資金が1億+1億の2本で外国債を実は運用させていただいております、これが現在の価格で、証券会社等に問い合わせますと、だいたい7割から65%程度という状況でございます、これは当然、満期の時点では100%で返ってくる代物ですけども、現段階で処分すればこうだよということで、それは評価とすれば、確かに65%から7割ぐらいの損失ということに現時点ではなっています。

【丸山委員】

それは元本保証ですか。

【農業開発公社理事長】

元本保証です。満期には100%返るといふ、そういうものでございます。

【丸山委員】

ということは、普通の会計上、損だと認識しないですね。

【農業開発公社理事長】

そうです。その部分については。

【丸山委員】

さっき監査の方がそう言うんですけども、損金の総額がよくわからないというふうなお話があったので今お聞きしたんですけども。

【酒井委員】

細かい詳細な資料に述べられているんですけども、この受託事業の果樹園地承継一括モデル事業、これは長野県の農業をどうしていくかということを考えたときに、非常に重要な作物としては果樹があるわけですね、果樹があって、しかしながら非常に今までの果樹農家等は高齢化してきて、担い手として成り立ってないと。その果樹の行き場所がないんですね。何年もかかって木を育てたものを切ってしまうと。そして薪にしてしまっているという例が非常にあって、これは非常に資源としてもったいない話だし、いわゆる担い手というか、受け手があればすぐその人が使えるわけですから、そうした案内とかあつせん事業、大事に育てたものを使って、高く売れる長野県のリンゴなり、ブドウをPRしていくということが非常に重要であつて、そういう事業というのが非常に受託事業であるけれども、重要じゃないかなと思うんですけども、その辺はどういうふう考えられますか。

【農業開発公社理事長】

昨年度、県から受託をいたしまして、果樹園地継承一括モデル事業ということでそのうちの調査事業をさせていただきました。県下で8か所ほどの農家を個別にそれも1筆単位で調査をさせていただきました。調査対象は70歳以上の方で、当然果樹農家ですね、果樹農家で70歳以上の方で、後継者が確認できない方を地元の皆さんにリストアップいただきまして、1742戸ほど実は調査をさせていただきました。筆数で9400、面積で800haの調査をさせていただきました。これは意思を、いわゆる御本人の意思を確認したということですが、10年後もやりますかと、いずれは栽培中止ですか、わかりませんか、というようなことで、それからその畑の状況等について調査をさせていただきました。その中で、かなり地域性も出てまいりまして、地域によっては、7、8割が10年以内にやめると、こういう実は調査結果が出てまいりました。県下でも3分の1ほどが10年以内にやめるという方向が出てまいりまして、特に果樹の場合は、1か月、2か月手を抜いただけでも、その園地は結局、体相を変えざるを得ないという状況になりますので、園が健全なうちに継承者を確保するということが、果樹園地の場合極めて重要でございますので、実はこの調査結果に基づきまして、現在、県とともにそれぞれの地域毎に特徴もございまして、どう対応していくか現在検討段階に入ってきております。すでにモデル事業等も県の方でやっていただいておりますけれども、これは長野県の果樹産業にとっては大変重要な、今、委員のおっしゃられた通りでございますので、できるだけ早めに手を付けていくべき必要な事業だと思っております。

【農政部長】

そういうことでございまして、農政部としても、公社が、昨年、受託事業をしたことによりまして、公社の職員は、調査結果並びに地元の皆さんの意向というのを、ある意味バイネームも含めて、承知しておりますので、これから農協などと、産地は農協が抱えておりますので、農協などと相談していただいて、こういった形で誰に農地を、リンゴが荒れないうちに当てていけるのかということをお早めに計画をしていくという作業に入っていただくと。これもある意味、市町村は人・農地プランを書きますけども、農協から見れば、市町村を越えた産地としてそうしたものをやっていかなきゃいけない事情もございまして、その複層として、重層的な活動になりますけども、こうした部分は農業開発公社が最も情報の保有状況、それからノウハウからいって、適切に指導と仲介ができるんじゃないかというふうに期待をしているところでございます。

【丸山委員】

農業公社は、法的に分散した耕作地を集積させると、そしてまとめるという機能がそこしかできないということは良く分かりますけど、今おっしゃっているのは、例えば、放棄されつつある樹木を果物の面倒を見ると、簡単に言うとな。それ自体というのは、民間の参入はできないところですか。

【農政部長】

樹園地にですね、リンゴが植わっております、このリンゴは1年間、2年間これを放棄しますと、ほとんど使えなくなる。実際に地権者が使っている間にこの方があと5年でやめるのであれば、5年後にこのものをこの方に渡すのか、5年前からこの方がこの方を作業人として雇ってですね、農地をこの方に集積するのかというふうな形のいろんなやり方があるんですけども、そういうやり方で、ここが荒れないうちに経営規模として集積をしていくということです。

【丸山委員】

それは、民間・マーケットに委ねられる仕事ではないのですか。

【農業開発公社理事長】

先ほどモデル事業と申し上げたんですが、既にモデル事業は始まっているんですが、例えば市町村で作られた公社、ないしはJA公社が最近出来てきておりまして、こういうところが、一旦果樹園をお預かりをして管理をしておいて、次の人に渡すというモデル事業が既に実は始まっております。公社自らがその管理をすることはできませんけども、仕組み作りには、調査をしております、圃場の1筆まで把握をしておりますので、仕組み作りには参加をさせていただいて、それぞれ地域でいろんなモデル事業の中で、地域ごとに、例えばナシとリンゴが違いますとか、ブドウが違いますとか、いろんな条件がありますので、そのモデル事業を参考にいただきまして、地域でそれぞれの仕組み作りで現在入ろうとこういう段階でございまして。

【丸山委員】

例えば、千曲の森のアンズがありますよね。森のアンズはどっちかという、高齢化されていますよね、農家の方がね。上の方は採れないですよ。実がなってもね。生産力が落ちていると思うんですけども、あそこでやられようとしていることは、森食品とJAと農家の方に、そういう公的な動きをして、もう一度その木を植えるなり、整備するなりということをやろうという仕組み、今のは例えの話です。たまたま良く知っているものですから。そういうことをやろうとしているんですか。

【農政部長】

そうですね。今おっしゃったようなことは、現実にはあそこを事業区域にする農協がございまして、そこが円滑化団体としての機能を十分に発揮できる組織を整備しました、5月に。そこが中心

になって森食品ですとか、あるいは農家さんですとかの仲介をしながらですね、作業などについては、面倒をみていくという仕組みになっていると。どうやってその全体の絵を描くかということについては、公社の参事も支所職員も一緒に行ってですね、利用権の移転ですとか、そういったことなどについての手続きですとか、考え方については、ノウハウを出しているというやり方をしていくということでございます。

【福田委員長】

1点言わせていただくと、最初の説明からずっと聞いて、存在意義みたいなものが、今で見たかなというか、最初は法があるからといったときにも全然理由にならなくて、100ヘクタール1年でできますよ、人を連れてきますよ、こういうことってもう何十年も言われ続けて当たり前のことで、それが仕事だったら随分楽だなというイメージを持っていたんですね。人員も5年かけて20人を11人に減らすといったら、それだとほんとに最初のうちだと全然存在意義どころか役割も見えなくてということがあったんですけども、要は土地をずっと流通させていくにも当たってもそうですし、上物と言いますか地域ごとにブランディングを作ったり、コンサルティングみたいなことをしたり、人材育成、流通、いろんなことも含めて地域ごとに入り込んで、育てていくということですね。地域毎のプランというのはいつ頃できるものなんですか。

【農政部長】

これは、人・農地プランはですね、本年度と来年度で全市町村に作っていただくことになっておりまして、今年がほとんど、6割強の57市町村で作成に着手していただいているものでございます。残りの市町村は来年度もしくは今年度の後段になってから入るものもあろうかと思えます。

【丸山委員】

それが純然に機能して、長野県の農業のターニングポイント、それが上向きになるために、阻害要因ですか、これはまず財務的なものですよ、強制解散とか、防がなければいけないですよ。これからも続けるならば、そうするとそれも含めてですね、あと、さっきのデリバティブの損益ですけど、いくらかの資金投入が必要なんですか。大体でいいです。先ほどの1億5千万とか、強制解散をするまで。それ以外に何かあるんですか。

【農業開発公社理事長】

私の方からお答えします。一つは今強化資金の返済1億5400万円が一つでございます。それからもう一つは、いわゆる塩漬け、長期保有農地を処分した時の差損金が、まだ4か所ほどの現物精算として残っていますが、それも含めると、4億8700万ほどございます。ですから、1億5400万プラス4億8700万が今現在処分しなければいけないものです。ただし、公社としてもいわゆる引当金等で一定の内部保留は持っておりますので、そういったものをマイナスしますと、ただし、先ほど御質問のありました、外国債については除外いたしまして、この扱いについては県と相談しなければなりません、これは別にいたしまして、内部保留等マイナスしますと、3億8300万ほどをここで処理しないと公益法人移行ができないと、こういうことになります。

【丸山委員】

外国債の満期は、いつなんですか。

【農業開発公社理事長】

一番長いのはあと25年になります。15年と25年。

【丸山委員】

4億円ですか。4億円くらいの資金を投入すれば、そうすると、さっき言ったリストラをやらなくても済むんですか。金利負担がなくなりますよね。

【農政部長】

リストラはまた別になります。強制解散の状態から回避できるまでが3億8300万。

【今井委員】

部長がさっきおっしゃったように施策の重要性は良く分かるような気がします。問題はそれを公社としてやる体制、事業がどうなんですかということにあると思うんですよね。一言でいえば、シミュレーションをやって、この累積赤字を一体どう考えるんですかと。今おっしゃるような積極的な事業展開をしていく重点の新規施策もある。しかし、このシミュレーション見ると厳しいことを申し上げれば、手数料が大幅にアップするわけではない、補助金も引き続きほぼ同額のもの長い間補助されることになっている。単年度の黒字にはなるけれども、それもそんなに大きい数字ではない額であって、累積赤字の解消は少しずつ何年かけてやっていくという状況ですよね。ここのところをどう考えるかということだと私は思うんですよ、一番は。そこをざっくばらんに踏み込んで話さない、施策が重要ということは分かっているんですよ。あるいはさっき部長さんがおっしゃった振興審議会の計画書があるのでその方向でやってもらえばいいんであって、ここはそうじゃないですよね。公社との関係あるいは公社のあり方等の関係でどうするのかということだから、そこへ踏み込んだ議論をしないと、農業施策が重要な話はもうわかっている。私、理解できないんですが、さっき言った人員だって11人になっちゃうわけでしょ。今の部長さんのお話し聞いているともっと多くなきゃできないんじゃないと思うんだけど、それは本体の農政部がやるからいいんだよという話。削られるなら10年かかなくても、5年か、5年かかなくても削れないのかとか。その踏み込んだ話になってくるわけでしょ。シミュレーション見たってほとんど変わってないですよね。

【農政部長】

このシミュレーションは、先ほど公社の理事長が御説明する前段で先ほどの話題に出ていました3億8300万余りの負債をですね、解消しない状態で試算してございますので、実際には委員御指摘のように平成25年の11月30日までに新公益法人に行かないとですね、行かないと、このこと自体は成就しない。これを成就するためには3億8300万円の県からの財政投資をして、新公益法人化をすればですね、今御覧いただいておりますシミュレーションの下から2段目の累積損益はですね、2億5千万がずっと続くようになっていますけども、これは要するに今抱えております約5億余りの負債によってこういうふうになる、ということでございますので、県の財政支出を25年度中に行って、新公益法人になることを前提としたものではありませんので、これを新公益法人にすることを前提として3億8300万を投入すれば、この分はほぼ0で推移するようになっているわけです。これが、かつこのこれからの農業開発公社のぎりぎりのラインをお示ししているところでして、これに業務量が、私が今説明したものの以上になったり、あるいは貸借料の手数料がこれ以上になっていけば、さらにそこに臨時であろうが何であろうが職員を抱え込んで施策の推進に必要なものはやっていけるとい試算をしたんでございます。

【今井委員】

その試算が見たいですよね。逆にその試算が出ないと意味ないですよね。

【農政部長】

かなりやってあるんですけども、後ほどですね資料として調整の上ですね、出せるかどうか検討させていただきます。できるだけ私としてはお出ししたいというふうに思っていますけども。

【丸山委員】

今、今井さんがおっしゃったのは、累積損失が資金投入すればどうなるかということなので、その資料はほとんど0になるということですよ。ほかのところをいじらなければ。

【農政部長】

そうです。少なくともマイナスがある以上は、県からの県費補助金もですね、少なくできるわけでごさいます。そういった状況になって行けるギリギリのラインを今は仮定として3億8300万なしで計算をしたものであると。これをひるがえして、委員からの御指摘でございますので、そのことを前提として試算をすることはそんなに時間はかかりませんので、一両日中にお渡しできるというふうに思います。

【今井委員】

そのことは、移行して解消することは極めて重要なことだと思われるので、その場合の試算のもとでどうなるのかというのは前向きで出してもらえれば。

【水本委員】

そうしないとここで分析やっている意味がないですよ。

【今井委員】

そっちの数字で考えた方が、ということですよ。

【水本委員】

支援しないと存続自体がない、公益法人化もできないということですから。

【丸山委員】

酒井委員に聞きたいんですけど、もしもそういう措置を取れば、当然公社がそこまでして何故必要なのかということになりますよね。機能が。経営はちゃんとやっているのかというのは別にして、それをやるという前提で、その辺はどうなんですか。酒井さんの御経験、現場からすると。

【酒井委員】

この赤字といいますか、累積差損といいますか、これの主要な部分には制度的な、いわゆる土地の値下がりによる差損というのがあるわけですね。これは経営の放漫によるものなのか、制度的な、あるいは国の地価の問題であって、これは公社の責任に抛らせることはできないと思います。制度の問題であって、設置者たる政策責任のある県の責任であるということであれば、そういう問題についてはそれなりに対応していくと、そういうものがあるとすればですね、実質赤字とされるものは相当程度減額されるのであって、そうした処理をすることによって、今後に向けた経営というのが存続できる素地というのがあるのだと思います。すべてのものを一本にしてこれ、実質赤字だから何とかせいということはちょっと頑固な話だなということですよ。それは土地開発公社の問題と全く同じだと思うんですよ。

【丸山委員】

だから、実際農業をやられている方とか、地域で農業振興されている方からすると、今のおっしゃった機能というのは必要だというのが酒井さんの考え方。だから存続すべきだと。だから更に公金を投入すべきだということになりますよね。そうすると経営がもうちょっと楽になりますよね。そういうのが酒井さんの考えですか。

【酒井委員】

改善すべき点というのはあると思います。

【丸山委員】

それはあります。

【福田委員長】

もしそれで移行した後に、そのシミュレーションというか、赤字でなくやっていけるということなんですが、赤字が出た場合の責任というのはどういう形で考えていけばいいのですか。

【農政部長】

現時点においてですね、私どもかなり事業量の増などについても、かなり限定的に少なめに見ながら、最低限のもので計算をしておりますので、基本的に今の状態と公社の努力と私どもの日常の監督をして、このシミュレーションが赤に墜落するという自体は前提として考えておりませんが、そこで出てくる場合につきましては、1件1件の執行をちゃんと管理していくということをしリスクマネジメントしていくという体制を、県と公社との関係で作っていくということで回避せざるを得ないと思うんですよね。

【福田委員長】

県と公社であるとは新規で入っていただくとか、いろいろ公社とそれぞれの就農者の関係とか、さらに経営を見ていかないといけないということですよ。

【農政部長】

はい。

【丸山委員】

将来赤字かどうかというのはね、公社として存続した場合に、コントロールできる要因とコントロールできない要因がありますよね。経営ですから。コントロールできる要因さえコントロールしておいて、それで赤になれば、それは政策上の問題ですよ。

【農政部長】

そうなりますと、300万円のマイナスが2年間続いたら、自動的に解散になってしまいますので、これは基本的にそういう事態を招かない試算をしておりますし、そのことが今、丸山委員がおっしゃるように2つの要素で、阻害された場合、やむを得ない状況のものについては、これは追加的な財政措置やそういうものをしてでもやっぱりやっていかざるを得ない。要するに土地の恒常的な下落傾向が今回の債務を招きましたけれども、今回からはそういう長期の保有をしないようにという努力はしながらも、そうしたものが発生するのであれば、それは引き続き財政措置をします。そうでないものについては執行の管理をするというやりかたで担保していかざるを得ないというふうに思います。

【丸山委員】

この損益計算書で一番外的要因に、公社内部の要因じゃないところに影響されるというのは、手数料ですか。

【農政部長】

そうです。最も大きなものは一旦買い受けたものを、買い受け予定者がいたんですが、その方の御都合が悪くなったり、あるいは、地価が下がってしまったことによって、公社が買い受けた価格では

とても高くても買えないということで買い受けの予定をひるがえしてしまったということがございます。そういうことによって売り渡しができませんので、売り渡しにかかる手数料も入ってこないというダブルパンチが1つ大きな要素になっているわけでございます。

【丸山委員】

補助金は補助が来るかどうかということですか。

【農政部長】

はい。それは制度上の問題です。

【丸山委員】

その他はほとんどないわけですよね。支出については、人件費と、物件費というのは、何かわからないですけど、いわゆる経営する上での経費的なことですか。

【農政部長】

業務上の経費です。

【丸山委員】

手数料というのは不動産屋さんのような手数料なんですか。それとも一旦オーナーシップというか所有権を持つんですか、公社が。

【農政部長】

公社に来ます。

【丸山委員】

それで、差額が入るんですか。

【農政部長】

いいえ、そういうものではございません。基本的に公社が買い入れた価格に手数料、一定率、料率がありまして、それを乗じた額を加算したもので、買っていただくというやり方でございますので、差額がですね、公社に入るというやり方ではありません。手数料団体と見ていただいて結構です。

【丸山委員】

売買価格が逆ザヤになっちゃったら、損が公社に発生するということですか。いわゆる市場のリスクを取っているわけですね。

【農政部長】

はいそうです、抱えています。

【丸山委員】

それはどうしてそうなんですか。

【農政部長】

制度の成り立ちといたしまして、そもそも日本国民の農地や土地所有観念というのは私財は私財で、私が遊ばしておこうが、しっかり使うかは勝手だと。だけど、あの人にやるのはいやだとかですね、あの人から借りるのはいやだとかという概念があって、農地の流動化が進まなかったわけです。それ

をなくすには、仲介する団体を置いて、一定期間保有させることによって、土地についている昔のしがらみだとか、そういうことをなくして農地の利用をうんと柔軟化しようとしたことが制度の始まりでございますので、当然のことながら制度の発端からそうしたリスクは公社には付加されていたわけです。

【水本委員】

リスクを取らないやり方はないですかね。結局ね、それですときていることがこの状態になっているわけですから。今後も娑婆の土地価格が落ちたからと言って許されるものじゃないですよ。

【丸山委員】

その分は売った方の人の利益になっていますよね。

【農業開発公社理事長】

長野県だけの話ではないので、全国段階で全く同じ話、状況が発生しています。そこで、農水省としても指導の中で、平成 19 年からいわゆる相手方が確約できた段階でということを一筆入れまして、実は我々としても例えば買って欲しいという話が出ますと、市町村、それから農業委員さん又は農業団体の皆さま方と協議をしながら、一定の期間をかけまして、相手方を探します。その相手方を探して内諾を得た段階で正式介入すると、こういう仕組みに現在変えておりますので、今おっしゃられましたリスクについては、かなり大幅に低減させる中で現在やらせていただいています。ですから、現在の長期保有地はすべてその以前のものでございまして、公社は農地を農地として売るものですから、そこに売買差額を儲けてという、そういう仕組みになっている団体では全くありませんので、あくまでも手数料のみで運営をしている団体ですので、そのために国から、県から補助金をいただいて運営をさせていただいている、こういう団体でございますので、御理解いただきたいと思います。

【農政部長】

これからリスクとしてありますのは、買い受け予定が決まってですね、ある程度制約的なものがあるって、公社が保有した後、突然心臓マヒでその方が亡くなるとかということ以外には基本的に保有をしません。これはそんなに 100 に 20 も 30 もある話ではありませんので、そういうリスクは依然として抱えるんですけども、契約が履行されないというリスクはほとんど回避できるやり方を取っているということです。

【丸山委員】

そういう仲介の業務というのは、公的には公社しかないんですか。町の不動産屋さんはやれないんですか。

【農政部長】

できないですね。

【農業開発公社理事長】

公社の場合は、単なる例えば A という土地がございまして、その A を 1 という人と 2 という人が単に取引するわけではございません。A という土地が出てまいりますと、それを欲しい人は 10 アールじゃ駄目だと、そこをもう少しそれをベースに 20、30 アールにしてほしいという要望がほとんどの場合出てまいります。それを公社がそこに地元の市町村と農業委員会とも連携いたしまして、その 10 アールの周辺の皆さま方と話し合いをしながら、その 10 アールを 20 アール、30 アールにして、担い手に売却すると、そういう仕組みをやっておりますので、不動産屋さんはそういうことは基本的にはできませんので、それが、農地保有合理化学業の中間保有機能ともう一つは公社そのものないしは、

市町村の皆さまと連携できる極めて重要なポイントだというふうに思います。

【丸山委員】

法律的にできないんですか。

【農政部長】

法的には相対で不動産屋さんが一筆一筆でやることはできます。

【丸山委員】

できるんですね。あまりそういう流通は行われていないんですか。実態として。

【農政部長】

行われているものは、過半とかですね、30%だとかそういう割合では行われていません。基本的には農業開発公社の介在によって売買が動いているものがほとんどでございます。それはなぜかと言いますと、買い受けをしたい側はあと30アール買い受けをしたいと、いうことに対して、30アールをいろんな方々から調整してできるだけ同じ地域の中に確保してくるという機能や情報は、農業開発公社が持っているものでありまして、一般の土地売買、土地不動産屋さんにはですね、一人と一人の情報しかないわけですから、その方が30アールをできるだけまとまった農地としてほしいというニーズに応えることは実態としてできる場所がないということでございます。

【丸山委員】

それはJAが取り組んでいる機能ではないんですか。

【農政部長】

JAも取り組んでおりますけども、そのもの自体は全くこことやりあっておりますから、貸借でやる部分はJAがやりますし、売買に行く部分は公社がやるという一体機能の中で事業区分によって役割を分担していくということでございます。

【福田委員長】

他にございますか。

それですと、役割と言いますか、今後の経営状況の対象と言いますか、そのやり方だとか、あとは、25年以降ですね、移行によっての後々のプランとすれば管理の仕方とか、リスクの軽減とか、いろいろな御意見が出た中で、委員会としてまとめることも多いと思うんですけども、方向性も少し見えてきたかなと思いますが、よろしいでしょうか。他に質問や御意見、聞いておかなければいけないことはありますか。

【丸山委員】

実態として私たちが知らなければいけないことがあればお聞きしたいんですけど。本当はこういう資料があるんだとか、他ではこれができないんだとかがあれば。

【農政部長】

公社の農地流動化に関する機能についてはもうほとんどお分かりいただけたと思いますし、先ほどの御質問で公社がこれから存続するときのターニングポイントは383という数字であって、そのものができるかできないかによりけりで、今まで説明してきたものが、すべて終わるか終わらないかの、今、直近の時点にあるということをお分かりいただけましたし、その因果関係も御説明させていただきましたので、たぶんこれ以上はあまり主要なものではないと思います。

【福田委員長】

またわからない点、まとめなりで意見・提言をまとめるにあたってわからないことがあれば質問させていただきますのでよろしくお願いいいたします。

【農政部長】

それでは先ほどの試算の関係につきましては、また関係課と調整の必要な部分がございますので、それを了したものとして行政改革課の方に、通じて御提出をさせていただく用意をさせていただくということによろしゅうございますか。

【福田委員長】

はい。よろしくお願いいいたします。

3 長野県林業公社

【事務局】

林務部おそろいでございますが。

【福田委員長】

はい、わかりました。それでは林業公社の方にいきますけども、今日予定していたですね、もう1つの住宅供給公社は、ちょっと審議が難しいかもしれません、もしかしたら、2つで終わりにになってしまうかもしれません。林業公社の方をしっかりと詰めていきたいと思えます。

それではまず、所管部局の方からご説明をお願いいたします。

【塩入林務部長】

林務部長の塩入茂でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。それでは資料に基づいて説明させていただきます。資料1から6まで用意をさせていただきました。まず資料1でございます。私ども県の森林事業の現状についてまとめさせていただきました。左側のポツの2つ目、3つ目でございますが、人工林の多くは今間伐が必要という時期になっております。林業公社の公社造林区でも全く同じ状況でございます、保育に時間がかかっている状況でございます。その下でございますけれども、森林資源は着実に増加しているということでございまして、今後間伐における収入間伐が見込める時代になってきているということでございまして、とはいえ、木材価格はご覧のように非常に下がっている、低迷している時期でございますので、依然厳しい林業経営状況については変わらず、ご承知のとおりだと思えます。

2枚目でございます。資料の2でございますが、これは私ども、長野県がこれからの森林事業をどうやって進めていくかということで森林づくり指針を作りました。これに基づきまして、今事業を実施しているところでございますけれども、真ん中にございますように、3本の柱、みんなの暮らしを守る森林づくり、しっかり森林整備をして次代につなげていこうという森林づくり、そして木を活かした産業づくり、そこから生産される木を使って木材産業をしっかりした産業として成立させていきたいという産業づくり、そしてそれらを支える地域づくりということで、施策を進めているところでございます。右側に施策の体系と柱となっておりますが、これは次の資料の3の方にもダブっておりますので、3の方へお願いをしたいと思います。

資料3では、林業公社の役割ということで、まとめさせていただいております。先ほど言いました、左側には指針の3本の柱を掲げてございます。その3本の柱に林業公社がどういう位置付け、どういう貢献をしているかという風に矢印で書いてございます。真ん中の2に、公社の役割というものがございまして。これは丸の2つ目でございますが、昭和30年代から、拡大造林、これは戦後丸裸になっ

てしまった森林を、山をです、山をいかに拡大造林しながら森林整備を進めてきたか、ということでございます。丸の5つ目でございますが、分収方式、これは林業公社が木を植えて所有者から借りてです、地上権を設定して木を植えて、収穫する、収穫する暁にはそれぞれの持分で分けるという方式でございますが、分収方式によって森林所有者に代わって林業公社の森林造成が可能となったこと。これで、早期の森林再生ができたこと。そのことによって、森林のもつ色々な機能の維持、増進ができたということ、これが公社の大きな役割でございます。その次でございますけれども、今現在、森林整備に費用がかかっている、木材収入が見込めないため、借入金で運営することとなっております。公社の他の造林事業は農林漁業金融公庫、現在では政策金融公庫でございますが、そこからの融資が適用され、現在、政策金融公庫からお金を借りて森林整備を進めている段階でございます。

そのすぐ下に、四角で囲ってございますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたとおり健全な森林づくりへの貢献ということで、丸の2つ目、森林面積 17,805ha の森林管理、これを実施しているところでございます。丸の4つ目、分収方式による森林づくりを加速化し、公益的機能の維持増進を推進しているということです。その下が、森林路網。さきほど、森林整備にお金がかかっている、収入がなかなか見込めないというところがございますけれども、今後間伐をしながら収入を得ていく、収入間伐をしていくこと、また、最終的に主伐をして木を売って収入を得ていくことについては、森林路網、いわゆる道の開設が必要不可欠でございます。木材の生産コストを縮減するため、森林路網をしっかりあけ、間伐を推進し、今後の主伐へ備えていくということにしております。それから、地域への貢献ということで、林業公社の山というのは、ハゲ山を植栽して、模範となる森林を作ってきたということでございますので、見本となった森林整備を進めてきたということでございます。今後も獣害防除、鹿とか熊による森林への被害、こういったものを防止するにはどうすればいいか、また、道をあけて低コストで搬出していくにはどうすればいいか、こういったことは地域の林業化の模範になるところでございます。引き続き公社の森林整備、これは地域の模範となる進め方をしていきたい、進めていっているところだと思っているところがございます。

それから資料の4でございますが、これは公社の方から説明をさせていただきます。

【林業公社林副理事長】

林業公社副理事長の林伸幸と申します。それでは資料の4、林業公社の概要につきましては、林業公社より説明させていただきます。まず、設立の経過でございますけれども、昭和30年代から40年代は将来の木材需要の増大に対応し、広葉樹林を木材生産に適した針葉樹林に変換する拡大造林が推進されておりましたけれども、当時、森林所有者自らが植林するだけの資金力が乏しく、また、県が分収契約を結んだものもございましたけれども、当時は、国の補助事業の対象外であったり、また、公庫資金の融資対象外であったため、造林が進まない状況でございました。このため、拡大造林を推進し、公益的機能の増進や、山村地域の振興に寄与するために、昭和41年に長野県林業公社は設立されたものでございます。右側の2、分収林事業の概要をご覧いただきたいと思っております。分収林事業といいますのは、土地所有者は土地を提供し、林業公社はその土地で植林から保育、伐採までを行い、最終的に、伐採時の収益を分収率に応じて配分するものでございます。公社が植林とその後の管理を行う分収造林と、土地所有者が植林したものを途中から公社が管理する分収育林の2通りの仕組みとなっております。分収造林の分収率は、木材価格の大幅な下落を受け、昭和62年と平成10年にそれぞれ記載のとおり見直しを行い、経営改善を図ってまいりました。次のページをお願いいたします。3の経営状況でございますけれども、公社の森林はまだ、間伐等の保育が必要な成長の途中にあります。中ほどに、年齢別面積の棒グラフがございますけれども、グラフの右から2番目のローマ数字の9、これは、林齢が41年から45年の林分でございます。この林分が最も多く存在しまして、それ以外は、ほとんどが40年以下の間伐などが必要な林分でございます。このため、伐採収入が得られませんので、長野県と日本政策金融公庫からの借入金によって賄われております。なお、契約地は1,193団地、17,805ヘクタール、契約者数は3,747人で、岩石地など、無立木地を除く経営面積は、14,774ヘクタールでございます。借入金の額やその条件等は記載のとおりでございます。

右側へいっていただきまして、平成 24 年度事業計画につきましては、先ほどの資料 3 の写真にありましたように、林業公社はこれまで、植林、その後の下刈り、除伐、それから間伐を適期に行い、健全で、良質な森林を育成し、公益的機能の維持増進を図ってまいりました。今年度は、92 ヘクタールの搬出間伐や、花粉の飛散量を抑制し、獣害対策にもなります枝打ち、また、獣害対策など、1,131 ヘクタールの森林整備と作業道 2,500 メートルを開設し、契約地の継続的、かつ適正な管理に努めて参りました。収支予算は記載のとおりでございます。

引き続きまして、資料の 5、包括外部監査結果を踏まえた課題と対応案をお願いいたします。先にお送りしたものに若干の修正を加えさせていただいております。修正箇所は、2 包括外部監査結果への対応案の表の中で、左から 2 番目に、取組みの現状、課題という欄を追加させていただきました。監査の視点 1 では、経営改善集中実施プランの目標が未達成であると意見を挙げられております。恐れ入りますが、資料をおめくりいただきまして、資料 6 の経営改善集中実施プランの概要について、をご覧くださいと思います。これは、県の改革基本方針改訂版を受けて、公社として検討し、策定したものでございます。右側 3、プランの進捗状況をご覧ください。23 年度末現在のものでございます。収入間伐の推進では、道路から離れた団地が多く、搬出経費がかかり、木材価格の低迷によりまして収入確保が難しいため、5 ヶ年計画に対して 39%の進捗でございます。

今年度は、先ほど申し上げましたとおり、収入間伐 92 ヘクタールと、作業道等の開設を行います。次の(2)長伐期の推進では、同じく 70.3%の進捗でございます。長伐期施業の体系にご理解をいただくとともに、相続にかかる権利関係、特に具体的な相続手続きの相談にのりながら、取り組んでおります。なお、今年度は、本日までに 25 団地の変更契約が締結できました。(3)分収率見直しの推進につきましては、45.5%でございます。契約の相手方は市町村でありましても、実際には地元区に権利がある場合があり、市町村と地元区との調整に時間を要していることから、目標を下回っておりますけれども、市町村以外の契約者にも説明を拡大して取り組んでおります。また、今年度から新たに専任職員を配置して取り組んでおります。なお、今年度は 2 村と 2 財産区、13 団地の変更契約をこれまでに締結いたしました。森林評価等の推進は 99.6%で、目標をほぼ達成しております。更に今年度目標を 53 団地増やして取り組んでまいります。恐れ入りますが、資料の 5 にお戻りをいただきたいと思っております。課題 1 につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりでございます。課題の 2 につきましては、現在におきましても、間伐施業では有用な広葉樹を残して実施しております。引き続き公益的機能が発揮できるよう、針広混交林など多様な樹種から成る森林の育成に努めてまいります。課題の 3 につきましては、今後は毎年 1 回収支予測を行い、公表をしてまいります。課題の 4 につきましては、現在取り組んでおります経営改善集中実施プランは、今年度が最終年度でありますので、検証の上、今年度中にプランの見直しを行います。なお、プランに盛り込んだ主な 4 つの取組は、今後の公社の経営に大きく影響する重要な課題でございますので、次期プランのなかでもこれまで以上にしっかり取組み、経営改善に努めてまいります。

公社からは以上でございます。

【林務部長】

長野県といたしましては、今の対応案の中で公社と協力・連携しながら計画の達成に取り組んでいくと、また、経営改善集中プランの内容については検証しながら総合的にこれから支援してまいりたいと、そんな風に思っているところでございます。いずれにしても、公社と連携しながらしっかり経営改善にあたっていききたいと思っているところでございます。よろしくをお願いいたします。説明は以上でございます。

【福田委員長】

何かご質問・ご意見ありましたら。

【水本委員】

経営面積が、14,774 ヘクタールというのは、長野県全体の森林面積はどれくらいなんですか。

【林務部長】

106 万ですので、(資料の)最初のところに、1 のところに森林の面積がございます。長野県森林面積 106 万のうち、民有林が 682 千のうちでございますので、そんなに多いわけではないと。

【福田委員長】

収入をみても補助金と政策公庫借入金と県の借入金という形なんで、最初に利用という言葉も出ていましたけれども、それについて自ら市場を開拓していく、マーケティング戦略というのは何か考えていらっしゃいますか。

【林務部長】

長野県とすればですね、公社から出てくる木も、そうでない木もみんな同じなんですけども、一番は販路をどう拡大していくか。どういうふうに木を使っていくかというのはやっぱり大きな課題であり、進めていかなければならない部分だと思えます。これまで、森林整備っていうのは、やってきた中でやっと、長野県だけじゃないんですけれども、利用できる時期に、全国的に入ってきたわけなんです。それを今度どうやって使うかっていうのは、各県の競争になるんですけれども、長野県とすれば、地域連携という取組っていうのがひとつあります。これは例えば木曽なら木曽ヒノキ、東北信ならカラマツ、北信ならスギという。地域の材を地域で使っていくという、地域の中で使っていく、地域連携で消費していこうと、使っていこうと、これは使う先は公共施設、土木、住宅、いっぱいあるんですけれども、そういったところで使っていこうということ。また、一局集中型、集中的に使っていこうという動きもできてきて、これは、ある大規模な施設を作ってですね、そこへ県下から木材を搬出して、それで加工して一局的に作っていくわけで、そういった地域連携型、集中型、そういうのを合わせながらですね、長野県の材を余すところなく使っていくというのが私共の戦略でございます。その使った先というのをですね、加工した先というのはもちろん住宅、それから、今、公共建築物といわれます、学校、それから、幼稚園、保育園、それから公民館ですね、そういったものへ県産材を使っていく仕組み、これはだいぶ出来てまいりましたので、そちらのほうへ販路をうんと拡大していくと。

もうひとつ、合板という使い方が出てきて、これは、昔はベニヤ板といいましたけれども、合板というのは建築物を作るときに構造材になり得るものがございますので、それが長野県の材を合板という形で市場に今、かなりできてきました。これはカラマツが一番、カラマツが一番使えるということですね、長野県のカラマツへの合板需要というのはある程度大きくなってきましたので、そういうところへしっかり販路の確保、それは長野県としてもしっかり確保しながら使っていければという状況に今なりつつあるところです。

【福田委員長】

これは民間会社と一緒にやっているわけですか。

【林務部長】

はい。長野県では製材施設等を持ちませんので、民間に対する支援ということでやっています。

【福田委員長】

そういうところへ売ったりする収益とかが、結構目処が立ってくるっていう可能性っていうのはあるんですか。

【林務部長】

はい。一時期カラマツというのは、誰の木でもそうなんですけども、細いうちは曲がる、太くなっても使い道がないといったことで、だいぶ使われなかったんですけど、今はカラマツが、例えばスギよりも非常に価格がよく取引をされているというような状況でございますので、スギについても、頭と裏にカラマツの木、真ん中にスギを挟むとか、カラマツを挟むとかといった形で、ですね、合板の需要ってというのは、なっています。そういう意味では、スギならスギは柱材として使っていくか、そういうところを含めながら、総合的に木を活用していこうというのはこれからです。なおかつ、今、バイオマス利用っていうのも出てきましたので、製材で使えないものについては、木質バイオマスで熱エネルギーにしていく、電気エネルギーにしていく、そういった動きも今出てきておりますので、これから、使っていく先についてはですね、昔ほどは暗くない状況かなと思っています。

【丸山委員】

一つめの資料の円グラフの中で先ほども質問がありましたけれども、この公社の関わっている部分は、県の18,000ヘクタールの部分と考えてよいですか。

【林務部長】

いえ、円の右側の民有林682千のうち、例えば個人の294とか、市町村の111とか、この中です。

【丸山委員】

分収の対象は個人、市町村、県、財産区、この部分を足して、事業量を考えればいいですか。

【林務部長】

県はなってないです。個人と市町村、財産区というところになりますね。

【丸山委員】

40万ヘクタールぐらい、45万ヘクタールですかね、全体の160万のうち、45万ヘクタールぐらいは、ある意味じゃ事業対象になり得るということですか。

【林務部長】

そうですね。そのうちの、契約地17,800が公社で造林、育林の契約をしている部分になります。

【丸山委員】

45万ヘクタールのうちの約2万としても4～5%が、公社がやっている対象だということですよ。

【林務部長】

はい。

【丸山委員】

県全体の、まあ国有林なんかは除くと思うんだけど、68万にすると、2万だから3%ぐらいの仕事をされている対象だということよろしいですか。

【林務部長】

はい。

【丸山委員】

バイオマスって今どのぐらいの需要があるんですか。バイオマスのストーブも売れるようになった

んですか。

【林務部長】

バイオマスの利用はうちの林務部とすればですね、バイオマスのボイラー、それからストーブ、そういったものがメインになっております。そういうのを補助しながら普及させています。

【丸山委員】

実際の利用は下伊那とかでやっていましたよね。その結果はどうだったんですか。採算に乗っているんですか。

【林務部長】

ええ、下伊那の温泉施設で5基入れましたし、保育園等で入れています。あるいは下伊那にもペレットを作る工場がありまして、そこがほとんど賄っているような状態で、ペレットの生産能力、なかから一杯いっぱいぐらいまでしっかり作れておりまして、それがもちろん採算に合っているように使っていますし、ペレットの製造する能力一杯いっぱい今作っていただいていますので、材料も入っていますし、ペレットの工場も、もちろん採算に乗っていますし、ボイラー等も重油に比べて、なかから採算に乗っていると思います。

【丸山委員】

じゃあ長野県で間伐材を使ったペレット、戸建ての家の暖房とか、工場のボイラーとか、そういう市場はこれから拡大するって考えていいんですか。相当なスピードで拡大するんですか。

【林務部長】

拡大しようと思っています。

【丸山委員】

客観的値段の問題でいうと、ストーブも高いですよ、ボイラーも。それで経済的に成り立たなかったんですよ、なかなかね。それが今成り立つようになったんですか。

【林務部長】

今使っている、温泉施設なり保育園なりは、継続してずっと使ってもらっていますし、ちょっと私の方へは、立ち行かなくなっていて、変えるっていう話は出てきていませんで、うまく回っていると考えております。個人の家庭には、補助金を出しましてですね、補助金を出して、個人の家庭へのペレットボイラーっていうのも進めています。しかし、個人の方へのペレットストーブっていうのは、期間が冬だけですので、年間通じて安定的に生産して消費してもらおうっていうには、やはりボイラーですね。

【丸山委員】

定性的なことは僕も知っているんですけど、定量的には、間伐材が手入れすると出てきますよね。あれをペレット化して粉碎して固めて、乾燥して、ストーブとかを使う人は採算が合うようになっているんですか。トータル計算として。市場化できたんですか。単純な質問なんですけれど。

【林務部長】

実は昨年ですね、そういった大型の工場ですとか重油ボイラー等を使っているそういった工場、農業施設とかですね、調査をしました。1,600 だか 1,500 ぐらいの箇所を調査して、半数以上はですね、ペレットに変えたいという意向を持っている、ということです。これはやはり、ペレット自体の生産

能力というのが上がってきましたし、コスト的にも下がってきましたので、能力一杯いっぱい作るとコスト的にもいいものですから、下がってきていますし、過半がやりたいと手を上げてきていますので、そういうのに対する支援というのを本気で考えていますね。いこうと思っています。そうやって手を上げてくれたところはやはりペレットの値段も下がってきましたし、ペイするっていうことだと考えております。

【丸山委員】

バイオマス自体は、産業として成立しつつあるという考え方ですか。

【林務部長】

と思っています。これまでですね、バイオマスの利用って言うのはなかなか進まなかったわけです。というのは、山から木を切り出してきて、製材ではなく、チップなりバイオマスに使うっていうことになると、非常に単価が安いので、山から出す手間賃ですね、その方が高かった。先ほどちょっと言いましたけど、道ですとかね、しっかり作るようになってきました、まあ公社造林地だけじゃないんですけど、そういったことで、山から出す間伐材っていうのが非常にペイする状況に今なりつつあるという、そういう意味では、チップ、ペレット、そういった木質バイオマスっていうのはこれから非常に使っていく部分になっていくと思います。

【丸山委員】

この問題知っているんですけど、定量的に、どのくらいこれから10年、20年でバイオマスが使われてね、重油との比較だから、一概には言えないかもしれませんが、産業として、産業っていうのはあれですよ、100億とか200億とか300億とか、そういう規模ですよ。収入側からしても、そういうマーケットになりつつあるんですか。

【林務部長】

現在6万立方くらい使っているんですが、これを、需要だとか考えてですね、10年後には3.5倍にしようとして今計画しています。

【丸山委員】

いくらなんですか。絶対額で。

【林務部長】

すみません。正確な金額は持ち合わせていません。

【丸山委員】

いや、これを聞いたのはですね、バイオマスで聞く話じゃないんですけど、公社は、借金で大変ですよ、簡単に言えば。それで、経営を改善する要素になるのか、ならないのかをちょっと知りたかったのをお聞きしたんですけども。

【林務部長】

公社に限ったことではないんですけども、これから木質バイオマスエネルギーの利用っていうのは、しっかり進めていながらですね、経営の要素のひとつに組み込めるだけのキャパはもっていると思います。

【福田委員長】

私もね、この資料のこのページですね、バイオマス収入のときにいくらっていう金額があれば、そ

れを私も丸山さんと同じことをさっき聞いたんですけど。この収入の中で、補助金と借入金ばかりなんですけど、ここに何年後にいくらという金額が入るかということだと思っんですけど。

【酒井委員】

ちょっといいですか。ちょうど私の地元の上伊那で、一生懸命ペレットを研究してまして、ようやく収支均衡するような状況になりつつあるんですけども、これはもう長い期間やっているんですが、実はペレットを作るのに電気エネルギーが要るんですよ。電気エネルギーなんで、電気代が高くなると、非常に影響があるっていうのがひとつ。ただ、おっしゃったように、ストーブ、それからボイラーも普及しています。しかし、上伊那地域においては圧倒的に薪ストーブの普及の方が多いです。実は森林組合のすぐとなりには薪屋さんがあるんです。薪を売る商売。民間で。滅茶苦茶儲けています。これは非常に商売になるんです。だから私は森林組合に言っているんですけど、こっちの商売をやったほうがいいんじゃないかと。要は運搬を含めた付加価値をつけるようなサービスをやっているんで、非常に儲けているんでしょうね、民間で。そういう例がありますけど、まあしかし、こういう新しいエネルギーっていうのを進めていく必要があるんで、色々なことをやっていかなければならないというふうに考えています。

【丸山委員】

ちょっとお聞きしたかったんですけど、中央で熱を作るような場所があって、配管で出すようなことはできないんでしょうか。ああいう可能性はまだ開けてないんですか。

【林務部長】

そこまでは。ただ、先ほどちょっと言った、大型の生産施設等ができればですね、それは、製材だけでなく、出てきた端材を燃やして電気にする、熱を売るという形にまでなっているんで、そうエコ炭ぐらいのキャパを取れるような形になってくるんですけど、まだ具体的にちょっと今検討しているか、芽が出たところなんで、自信をもって、さあできますっていうのはこれからなんですけれども、そういう芽は出てきています。

【丸山委員】

分収林については一定の収入が見込めるという契約環境になっているんですか。誰が事業主体となるかは別にして。(バイオマス化には)間伐した木が必要ですよ。

【林務部長】

そういう部分については、公社の経営のプラスになります。

【福田委員長】

事業計画みたいな、そういうものは作られてないんですか、公社さん自身の見込みというか。

【丸山委員】

数字に表れるところまでは出てないですよ。

【林務部長】

そこまでは出てないです。

【今井委員】

集中改善のプランがございますよね。これは24年度までで、今年で終わりなんですよ。それで、その間の財務の状況が良くなったかっていうと、私が見る限り全然良くなってない気がするんですよ。

そもそもこのプランの目標が未達成うんぬんよりも、内容的にこれからどうなんですか、というところが、極めて不安になるし、今のお話しのとおり、シミュレーションって出ないんですか。さらには、予測の累積債務は127億だって、監査人の予測でわかっているし、回収困難になる貸付金残高、232億になるっていう、そこのところをどう考えて、どうするんですかっていう話が、全然私には見えてこないんですが。それは、シミュレーションができないってことですか。

【林務部長】

最初の経営改善集中プラン、実施プランの目標は未達成なんですけど、これは分収率を見直すというのですね、今現在の経営でなくてですね、主伐に至った時に、所有者と公社の山分けの度合いが違っていてことですね、山分けの度合いが公社の方に7割もらうっていう、そういう形でやっていますし、分収率を見直したんですね。長伐期化というのは、長伐期にすることによって材が高く売れると見込んでということですので、今現在の経営について、即、集中改善実施プランが表れてくるということでは、実はないんです。森林評価の推進については、駄目なところについては契約解除というのがあるもんですから、そういうことはするんですけど、収入林については今すぐ実施プランに結びつかないということにはなっています。シミュレーションについては、一番は材木の値段によって大幅に変わる部分がありましてですね、一概に、短期的に、じゃあ今日の値段でシミュレーションしてみる、1年間の値段でシミュレーションするって、なかなかそれでいいのかどうか、ある程度期間をとって、例えばどこら辺の平均で収入予想するっていうのが現実なのかなと思いますけど。先ほどの見直しの中でも1年ごとに見直せという包括外部監査の意見がありましたので今後やっていくんですけども、それが果たして本当に最終的な経営の負債の額を表しているのかどうかっていうのはちょっと難しいところではあるかなというふうに、実は考えているところでございます。

【福田委員長】

例えばシミュレーションって、資料1にもありますけどね、木材価格はぐんと下がる時期に下がってしまって、まだ下がり続けるか、このまま横ばいかっていうところまでは来ているのかなと思います。全国的になんですけど。そうしたときに価格が下がる可能性はあるっていう見方じゃなくて、5年の平均だったらこれくらいだけど、更に下がったらというように、シミュレーションって何も一個じゃないですよ。その場合の2つのシミュレーション、悪い場合と平均的にいった場合といった形でいいんで、やっぱりそういう考え方をしていけないと、価格が移動するからシミュレーションできませんっていうことになると、いつまでも何も解決できないんじゃないでしょうか。

【林務部長】

できませんということではなくて、今おっしゃった、アッパーと、上と下の幅ぐらいではシミュレーションは可能です。

【関委員】

3つぐらいできると思うんですが。最高価格と最低価格と平均的な価格で。あと季節変動とかそういうことを考慮して。

【林務部長】

そうですね、木材価格については、ここまで下がっていますので、これ以上下がるっていうのはあんまりはないでしょう。多少ですけど、時期によっては下がっている部分も実はあるんで、下がったり上がったり、まあ横ばいかなというふうに。劇的に上がることは多分ないとは思っています。

【丸山委員】

今のはよくある議論ですけども、この場合は収入が変わるんですよ、非常に難しいですよ、

その代わりコストの方は、比較的固定化されていますよね。人件費と整備費、機械を買うのかな、間伐とかに。それだから、5年、10年のコストの総額は出ますよね、かなり正確に。それに対して、木の育ち方は決まっているので、その内出荷可能な大きさであった木のヘクタールとか本数は出ますよね、それが、コストをカバーするために、あるいは借財を返すために、いくらで売れば損益分岐点となるかとか、今の価格がそのまま続けば、いくら損が出るかとか、そのシミュレーションをしたらいいんじゃないですか。収入は動かさない。そうするともうちょっと実態が分かりますよね。議論も今の価格がそのままだと、毎年10億ずつ赤字が出るとか、あるいは平均の価格が1000円弱とすると、その10億円はなくなったとか。僕はそう思うんだけど、よく収入の方動かそうとするけど、そうすると利益が出ますよね、利益が大きいという議論になっちゃうんで、あんまり意味がないと思うんですが。そういうようなプロジェクトはされているんですか。80年先は分からないと思いますけど、10年とか。機械の寿命って15年くらいですよ。

【林務部長】

機械の耐用年数は5年くらいですけど、5年で償却して無くすことはほとんどやっていません。使えるうちはずっと使いますんで。

【丸山委員】

利用する場合、キャッシュなんで。償却という議論はないから、買い替えの時期が8年なら8年でやっていけばいいですよ。そのシミュレーションがあれば、すこしは出てくるかもしれないですよ。そういうのはどうなんですか、今の借金返せるんですか。だってこれ、借金どうするかって話ですよ。早い話が。

【塩原森林づくり推進課長】

森林づくり推進課長の塩原でございますが。実施プランを策定した段階でもですね、長期見通しの元で、この5年間どこまで改善するかっていうことをしております。公社の分収林という契約満了するのが平成88年なんですね、だいぶ先の話ではございますけれども。実際にはいつから、今間伐とって間引きをしたものを売っているということになりますけど、実際には全体を切って売る時期がいつになってくるかっていうと、本格的には平成33年でございます。約10年かかります。

【林業公社副理事長】

分収造林分は平成48年から本格的に伐採が始まります。それまでは収入間伐の分です。

【森林づくり推進課長】

本格的に始まる年度と、それから実際、伐採の収入が始まることとの年度の違いはございますけれども、そういった見通しの中で、今お話のあったような支出の削減に向けた取組みということで、まずは今ですね、このプランの中には分収率と、それから森林の評価をしっかりと見直していこうということで進めてきたというのが今のプランの内容でございます。

【酒井委員】

あまり前向きな意見でなくて申し訳ないんですけどね、いずれにしても、ここの問題はですね、小さなところで間伐材を売るとか、ペレットストーブ作るとか言ってもですね、大きなところで画期的な経営改善につながるような話っていうと非常に難しい話だと思うんですよ。というのは、この公社の経営自体が、分収事業を中心として成り立っている。というようなことで、莫大な負債を拡大していくということなんですが、分収制度そのものが、基本的に木材価格がある程度の価格で保証されている、あるいは上がっていくということを基本に作られた制度だと思うんですよ。しかし、それは国策として植林を進めるために分収制度をやってきたと。片や、木材価格の自由化というものを国策

としてやってきたと。従って、木材価格が低迷してしまうということなので、公社にとって非常に想定外のことがずっと続いてきたんじゃないかと思うんですね。だから、経営努力というよりは、国全体の林業政策ないし森林政策のあり方に関わってくることで、非常に難しいと思うんですね。

これがますますTPPの問題で、木材価格がどうなるかわからないということになると、伐期を迎えた何十年先の経営を予測して今、どうするかっていうのは非常に難事業になってしまいそうだなど。私がこんなこと言ったら全然改革のための提案にもならないんですけども。そういう構造的な難しい問題が横たわっている、非常に難しい、相当な努力をしてもなかなか公社の経営改善にはつながっていきにくいということが厳然とした事実としてあるんだと、これはもうしょうがないんだと、しょうがない現実じゃないかなというふうに思いますね。

【丸山委員】

間伐とか、手入れをしなくなれば、鳥獣害の被害も出るだろうし、生活面でのマイナスが出てきたとして、そういうところに対しては何か見解があるんですか。要するに、これは借財をすぐに返す、返さないという話じゃないですか。

【林務部長】

ええ、戦後木を切って、丸裸になってしまった山をですね、公社が拡大造林をしながら、今現在の緑にしている、その貢献度というには、非常に大きいと思いますよ。森林がちょっとの雨でも崩れないのは木があるおかげだと私もは考えておりますし、それは公社造林の部分だけではないですけれども、いろんな造林、木1本植えれば1万円になるって子どもが木を植えた、山の上までしょって木を植えたっていう、それはですね、昔の国策であって、木を植えようってそれはうんと高い時期もあったんですね。そういう意味では木を植えたということによる国土保全という役割というのは非常に大きなものがあつたはずだし、今現在もそれは続いていると思うんですね。経営の話になってくると段々先ほどの1ページの木材価格にあるようにですね、がくんと下がってしまった、なかなか経営上だけで語られるとですね、非常にづらいことがある、というふうに思っています。

【福田委員長】

私ちょっと林業には詳しくて、和歌山で企業の森を始めた林業の間伐のがあって、小泉さんが最初に林野庁に補助を入れて、あの時の県は企業の森、今は林務部の方でもやられていますけども、和歌山から全国に展開して行って、企業の資金を使って間伐をやってというやり方をとか、そういう努力も長野県さんはされているし、後は、ちょっと公共事業の評価のほうもやっている中で、林道の整備はかなり現場も行って見てきたんですけど、それ以前にね、さっき言っていた、バイオマスとかの収益は、今は算出が難しいけれど、可能性がありますが、じゃなくて、やらないと出来ないんですよ。民間なり動かしても本当にやらなきゃ出来ないと思っているんですけども、そのくらい覚悟があつてやるかやらないかの話、全国がありますとかないじゃなくて、長野県としてできるかできないかなんで、そこがわかりません、先ほどの話でやりませんって言った限り、同じ繰り返しで何にもならないんだらうし、そういう話だなどと思っています。民間、大手とかを巻き込んででも、どういう形で市場開拓するかが大事ではないでしょうか。

【丸山委員】

特産林産物っていうのは何で上がっているんですか。キノコですか。

【林務部長】

例えばマツタケ、シイタケなどですね。

【丸山委員】

これ相当なスピードで上がっているみたいに見えるんですけど。公社の経営とは関係ないですか。

【林務部長】

はい。

【今井委員】

酒井さんがおっしゃったお話、その通りだと思うんですよ。だからそれを、理論的にわかりやすくね、提示して、そういう状況で、これだけのお金になっちゃって、しょうがないや、それはしょうがないわけでしょう。そこがわからないからそういう話をしているんであって、それに踏み込んで正したり、出したりしてくれない限りは、通り一遍の話で終わっちゃうんですよ。全部いいことでしょ、これ。別に今の部の責任だと言っているわけじゃないし。それが県民に説明できればいいんだから、構造的な問題があるんならどういう問題があって、こういう経過の中で現状こうなっているよと。だけれどもそれに対してできる範囲のこういう計画、努力で、こうやっているんだから、こういう負担でしようよ、と言っているんであって、別に負担が多いからいけないとか、単年度で黒じゃないからいけないんだ、そんなこと言うつもり全くないですよ。それがわからないから、理論的に、っていうかね、ちゃんと説明できる話にまとめなきゃいけないね、ってことを言っているんです。

【林務部長】

ええ。そうだと思います。公社の経営は、契約してずっと今までは間伐でこういくっていうのにお金をかけてきたんですけれども、これからやっとなら、材をどうやって利用していくかっていうのが、ある程度選択肢がいっぱい出てきた中で、今であればですね、例えばさっき言った木質バイオマスであるとか、合板ですとか、そういったものは最初のうちはなかったんですよ。そういう新しいものが見えてきた。今でいえば、発電、固定価格買取制度ができた中でですね、木質のバイオマスなり、チップなりが、非常に高値で取引できる時代にはなっているんで、ちょっとプラス材料っていうのも、見えてはきていると思いますよ。そういうものを市場の拡大とかですね、売り込みとかですね、そういった努力ももちろん続けながら、収入の確保っていうんですかね、それはしっかり見えるようにしていきたいと思っています。選択肢って言えば、売り先っていうのはだいぶ出てきたことは間違いないと思うので。

【福田委員長】

今のことを書いていただけるとね。

【林務部長】

そうですね。あと、さっき委員がおっしゃったコストの削減の問題ですね、固定費をいかに下げることっていうのもあわせて考えていかなければならないと考えています。

【丸山委員】

コストについては把握しているかと言ったんです。それは重要になりますので。

【林務部長】

そうですね、把握しながら、コストの削減努力もしていきます。

【水本委員】

県の所有している面積の割には借金が非常に多いんですけども、これはやめるわけにはいかないですか。県全体の森林といいますか、こんなの今、5%とか 3%とか、これしかないわけですけどね。

それで、もう既に 2 百何億でしょうか。

【林務部長】

会社の経営からいいますと、教育にお金がかかっている時代で、やっと稼ぐ子どもがこれから大人になるのに、やめたってことになっちゃいますよね。お金をかけている時期なので、しっかりその子が成長してお金を稼ぐところまでいかないといけないと思います。

【水本委員】

さっきの TPP じゃないですけど、稼げるかどうかっていうのもまだまだこれから 60 何年後ですか、あるものですから、そこを予測するのは難しいとは思いますが。

【林務部長】

木材、素材に関して言えば、関税っていうのは今のところはかかっていない状況です。木材もまた自由化なので。

【丸山委員】

水本委員がおっしゃったことは大事なことだと思うんですけど、全体で 3% ぐらいの事業量ですよ。森林のね。それで、今辞めたら、今会社が解散したら、県民とかはどこが困るのか。3% ですよ。借金は除いてですよ。借金が返されたって、それはちょっと除いて、だって借金は収入がなきゃ返されないわけだから。ずっと、よくて逡減していただくですよ。それが知りたいんですよ。

【林務部長】

言ってみれば、今なんで公社に任せているかってことを考えますと、森林所有者が自分の力で森林整備をできなかった時代があったんですね、しかも今現在も、自分の山がわからない、自分が年取ってきちゃって山に手が入らないっていう状況がずっと構造的にあると思うんです。というのは、今止めてしまえばですよ、その山っていうのは、誰も整備しない山になってしまう。課題の中に 88 年終わった後にどうするかっていうのがあったようにですね、今、森林整備は誰が担っているかという、個人からですね、例えば林業事業体といわれるもの、森林組合といわれるもの、そういったところに移ってきている。森林組合は例えば個人の出来ないところをまとめてですね、私に任せなさい、私がやりますと、そういう風に林業事業体が山を管理する時代になってきています。今もし公社がやめればですね、そっちのほうへ移管していくことになっていく、もっと言えば、もしからしたら、県有林、県がそれを引き受けてやってくことになるかもしれない。県有林としてね。そういう状態になるはずですよ。やめれば何が困るかって言うと、何もしなければ山がそのまま荒れてっちゃう。それまでかけた投資がですね、すべて泡になってしまう。水の泡になってしまう。切って売る人もいない、手入れを続けてもいけないということです。

【福田委員長】

森林組合さんとの関係を聞きたいと思ったんですけど、森林組合さんってやっぱりいるわけですよ。こういう個人から委託して色々やってどのぐらい県にあって、そこは全体のどのくらいをとっている形ですか。

【林務部長】

森林組合はですね、今県内に 18 あって、森林の 7 割ぐらいが、組合員の山なんですよ。森林組合は、言ってみれば仕事をする組合なんです。例えば公社の山の手入れをするのは公社の人じゃなくて、組合の人がやるんです。そういう森林組合の役割っていうのは段々高くなってきていて、森林整備をする上では組合の機械力、人材、担い手の林務労働力ですね、そういったものは、なくてはならない

ものだと。プラス、今段々会社組織の林業事業体っていうものも実は増えてきました。森林組合と同時にですね。そういった方たちにも今、担い手の軸足が、軸足まではいかないですね、担い手の分も少し移ってくる団体ではあるんですね。組合っていうのは、いってみれば森林整備の実務を担う方たちです。

【福田委員長】

そのことは、ここに書いてある間伐とか入っているので、公社さんは実務じゃなくて、何をされているんでしょうか。

【林務部長】

それを、森林組合へ請負に出しています。ここに見積もってある経費は、森林組合に請負に出して、森林組合に実務をやってもらっているものです。

【福田委員長】

ということは、森林所有者から直に森林組合に出してもいいわけですね。

【林務部長】

はい。そうです。

【丸山委員】

70%は森林組合の山ということですか。

【林務部長】

7割ぐらいは、森林組合員の山です。

【丸山委員】

組合に対して組合費を払って、そこに属しているわけですね。

【酒井委員】

よろしいですか。例えば、個人有、市町村有、まあ色々ありますけど、実際には除間伐やるって場合は、各所有者がいましてね、それをある市町村なりが団地化して集めて、みなさんやりましょうと、除間伐やりましょうと。これは補助金もらえますよと。しかも上乘せ補助金ありますよ。個人個人なら絶対動かないですよ。そんな面倒くさいし。自分でやるのも境界もわからない状態で。そういうことで、団地化をして施業をすると、施業する場合の発注元、工事は森林組合にやらせる、こういうやり方なんです。こちらで発注する場合もそうですよね。だから、公社の持っている林を除間伐やる作業は森林組合に発注する、いわゆる請負業者ですね。

【丸山委員】

公社は既存の分収契約をどうにかするっていうわけにはいかないってことですね。つまり、森林組合に全部契約を渡すとか、そういうことは理論的には不可能だと。

【林務部長】

それはできないです。

【水本委員】

さっきちょっとね、やめろというような話を申しあげましたけども、やはり長野県人は、森林は非

常に大事に思っていると思いますので、森林税ね、あれもここで切替ということで、アンケートをやったんですけども、かなりの数、多分80%ですか、手入れの事業はみんなやっぱり大事だというふうには思っていると思います。

【福田委員長】

はい。だから、そうですね、森林組合が7割以上やって、森林組合が動いている中で3~5%で、昭和40年代から続いている分収制度で、そこは形骸化しているって中でこの借金がずるずるいっちゃっているという。それを委員会としてどう考えるか。

【酒井委員】

結局先ほど私が申し上げた、国策というか、制度的な問題で、環境保護というか、あるいは、防災上の問題だとか、水源を保護するとか、そういうことをしていけないと、今個人の森林所有者が手を入れて、60年先まで楽しみに待って、それで儲けるっていうのは現実的でないと思うんです。実は伊那市にも昔、合併した旧長谷村っていうのがあるんですが、そこは林業で栄えたところですね、非常に栄えました。非常にお金があったんです。人もいっぱい住んでいましたね。それがなんでなくなったかっていうと、林業で食べていけなくなったからです。なぜ食べていけなくなったかってことは、木材価格の低迷なんですよ。それだけなんです。そのことによって過疎化も拍車がかかったし、災害も増えてしまったということなんで、問題とすれば林業公社というよりはもっと大きい、環境省の問題とか、林野庁の問題っていうか、そういう構造的な問題があるものですから、なかなか公社としても経営をどうするっていうのはなかなか打ち出せない、そういうものがあるんじゃないでしょうかね。まあ、かといってそれがいいっていうんじゃなくて、委員長のおっしゃったような、できることは色々していかなければならない。

【福田委員長】

役割と言ったときに、県の補助金を入れることが全体にかかっていることではないような気がするんですね、森林組合とかがやっている中で、だから役割より仕事の中身なりを変えていくとか、さっき言ったように事業計画に乗せたことだけど、収入が、まだ具体的にいくらとか出ないんであっても、やっていかなきゃいけない、実務で森林組合さんとかもやっているんで、だったら実務じゃないけど販路拡大とかそういった部分では、逆に役割分担として担っていかなくちゃいけないとか。やり方、仕事のやり方とかでは考える余地が私は個人的にはあるかなという気がしていますけれども。今のままではちょっと。

【丸山委員】

損益計算の一番詳しいのは資料4に書いてあるということでもいいですか。事業費の間伐、枝打ちっていうのは、ほとんどが森林組合に出していると考えていいんですか。

【林務部長】

はい。

【丸山委員】

公社の組織は、森林組合に、過去今までやった分収林の契約の実務を委託していると、それが実態なんですか。

【林務部長】

はい。受注希望もやっておりますが、ほとんどは森林組合へ発注しています。

【丸山委員】

役員の方は、職員の方より給与が安いのはどうしてですか。役員の方は非常勤なんですか。

【林業公社副理事長】

役員と常勤の役員は、私たちこの2人でございます。2人とも県の派遣職員でございまして、給料の方は県の方からもらっております。基本給は県ですけれども、勤勉手当とかの手当の分だけ公社の方からということです。

【丸山委員】

職員の平均が7百万、この方はプロパーの方ですねですね、常勤だから。ここに入って、ここで育てた方なんですね。

【林業公社副理事長】

そうです。

【丸山委員】

役員の中で、常勤者はここだと10人だけど、10人から役員になっている方っていうのはかなりいるんですか。

【林業公社副理事長】

この2人だけです。

【水本委員】

借入条件のところで、5%の複利とありますが、日本政策金融公庫は利息はないんですか。

【林業公社】

利息はあります。

【水本委員】

県の方は利息書いてあるんですけど、公庫の方はまとめて書いてあるんで。新規13年度以降の発生分は無利子ということになっているんですが。

【林業公社】

元利均等で払っていますので、厳密にこう、いつ、利子を払うとか、そういう形になっておりませんので、一括で記入してございます。

【丸山委員】

金利は決まっていますよね。

【林業公社】

金利は変動しておりますので。その時点、今は1.4っていうふうに、30年ぐらいで1.4という数値ですけども、過去についてはそれより高く2%ぐらいのところが多いです。

【丸山委員】

この5%複利っていう、借金はまだ残っているんですか。

【林業公社】

過去のものはありません。

【丸山委員】

35年据置元利一括、5%複利っていうのはまだあるんですか。

【林業公社】

今まだあります。契約期間中、まだ償還の35年を過ぎていないものがありますので。

【丸山委員】

これ県に払っているんですよね。それで、県が公社に補助しているんでしょ。同じポケットに入っ
て、また出ていく。それは変えられないんですか。

【林業公社】

今は無利子で借りております。

【丸山委員】

5%複利が残っている。平成9年度まで。それは5%の複利で返すんですよね。

【林業公社】

そうです。でも、そこにありますように、新たな発生分については、平成13年で止まっておりま
すので、そこまでは5%です。

【丸山委員】

県からの補助が出ていますよね。右から左に行ったりきたりするだけですよね。なんで5%の複利
なんですか。変えられないんですか。

【林業公社】

これは過去に契約したものですので。それで条件を緩和していただいて、平成9年までは5%複利
でしたけれども、平成10年からは、新たなものにつきましては無利子で貸していただいております。
で、条件も50年据置の一括償還という形で、配慮していただいています。

【丸山委員】

それは書いてあるからわかりますけど、5%複利のやつはいくら残っているんですか、元本は沢山
残っているんですか。10億円単位とかで。

【林業公社】

すみません、ちょっと資料がなくて申し訳ないです。

【丸山委員】

どういう返済のスケジュールなのか把握しておかないと、話のしようがないですよね。いくらこん
な沢山あるとはいえ。こういう会議やるときに、やっぱりいくら80年先までとはいえね。

【林業公社】

申し訳ございません、ちょっと正確なところは、件数が多いので、沢山ありますけど。

【水本委員】

繰上償還できないっていうのは、事情はわかりますけど、それでも5%って普通じゃ考えられないような、利息を払っていきなさいいけないんですか。

【丸山委員】

これは基本的には優先的に償還していくんですか。高い金利が最初で。

【林業公社】

35年償還ですので、35年経過した分について一括償還させていただいております。ですので、今年予算化しているのは昭和52年度に県と公社が借受・借用の契約をしたものを24年度に償還するという形になっております。

【丸山委員】

わからないんですけど、どうして右から左のポケットに移るだけのものなんですけれど、それを整理しないんですか。それはなんか、やっぱり決まったものだから、すごく難しいんですか。効率的に、技術的に、県の中で。会計上の話ですよ。それは考えられてないんですか。

【水本委員】

借金が増えたのは、県がいけないってことですかね、どうも。こんな高い金利とって、どんどん借金が増えて。

【丸山委員】

それが、今の1.4%とか2%だったら、その分だけ県の負債は増えますよね。

【今井委員】

公社のプランって今年で終わりじゃないですか。この次の策定予定はあるんですか。

【林務部長】

あります。

【今井委員】

それは具体的に、現状でどういう予定、計画があるのか、資料に出ないんですかね。

【林業公社】

こちらの検討委員会のご意見とか県の指導とか、そうやって色々勘案しまして、今のプランを見直していこうということで考えております。

【林務部長】

未達成になっておるものですから、このままじゃ終わりってわけにいかないものですから。少なくとも。

【今井委員】

するともう1つ。逆に言うと、これまでのプランの総括ができていくということが大事だと思うんです。どういう点で目標が達成していないかというような話がないんですが。

【林務部長】

どういうところに課題があるかというのは、今、ここまででだいぶわかってきていますので、そこをどうクリアするかというのは次の計画の肝になってくると思います。

資料5のですね、取組みの現状・課題というところに、少し書かしていただいたんですけど、1番は分収率見直しの進捗ってところが進まなかったんですけども、今市町村相手に分収率を見直ししているんですけど、市町村単独でハンコつけてわけにいかないところが、市町村の中にはあるっていう。名義は市町村なんですけど、使用形態が市町村だけにとどまらずその先の団体とか個人のところまで使用権利がいつているところがあるってですね、そういう人たちまで了解もらわないと市町村がハンコつけないっていう部分があるって、ちょっとそういうところがネックになっているものですから、そういうところについては次期の5か年については、もちろん、県もですね、市町村も一緒に、公社と一緒にその辺の障害を取り除こうということで動くようにしています。そういうことが、段々明らかになってきている部分でありますので。市町村単独で入ってハンコつけていうのはすぐいけるんですけどね。そうでないところが逆に出てきたってところがあります。例えばそういうところですね。そういうのをクリアしながら次の計画には反映しながら経営改善を図っていきたいと思っています。

【丸山委員】

現場やっている人からするとナンセンスかもしれませんが、収入間伐をやらないと、先ほどのお話では、森が荒れて、結局せつかく育てた過去のコストが無駄になる、材木を切り出せないとか、そういうことですね。

【林務部長】

今までのコストが、森林の機能を発揮していますから、全く無駄ってわけじゃありませんけれども、それはその目的は最後に主伐したときに木を売って、それを所有者と公社で分収率で分けましょうという契約で進んできているものですから、最後までいかないと、今までかけた金っていうのは、有る程度は無駄になってしまうというのは、考えられますね。収入間伐というのは1つの手段としてですね、主伐まで行く間にも収入を得ようという1つの経営的な方法というように考えられますので、それをもっと積極的に進めて、得られるところは収入にしていくと。それは先ほど言った製材だけでなく、バイオマスとか、いろんなところに使いながら、収入の確保を図る。ある程度コストはかかるとして、収入の部分については増やしていこうというのは、収入間伐の取組になります。それは県の補助等で道を空けながら、しっかり確保するというのはやっていこうと思っています。

【丸山委員】

毎年公社の分収林には損が出ているんですね。1億4,500万の赤字なんですよ。それを中期目標ではそれが黒字にする方策というのは何かあるんですか。監査人のアドバイスとかあったんですか。少なくとも、毎年の運営にかかる1億くらいというお金っていうのは、収入の増と、今おっしゃった場合によっては合理化でゼロに近づけるとか、そういうような計画ってあるんですか。中期計画で会社としては、そういうものはないんですか。

【林業公社】

公社としては、そこまでのものはありません。

【水本委員】

そもそも後20年もしなきゃ主伐で収入が得られないわけですから、これ、もう一回見直ししたって、所詮、収益が上がるということならいいですけども、今おっしゃったように全然そこまでも何も無いわけですから、

【丸山委員】

20年で30億ですよ。現在価値の。

【水本委員】

そもそも、成り立ちがそういうことですからね。だからもし、材木が売れて、それでもまだどうのこうのっていうならいいですけど、まだまだ20年先まで収益がないわけですから、そこでどうやれ、こうやれと言ったって、私がこんなこと言っちゃいけないですけど。やめるのか、続けるのかっていうことぐらいしかありませんね。

【酒井委員】

やめる方法は早期に収用して県有林に移すとかね。他の例もあるようなんで。そりゃ精算ができれば別にいいですけどね。その代わり県民負担ですよ。そういうことを十分に説明して、理解を得られれば県の言っている林業公社関連は、すべて精算をしてという合意形成さえ得られれば、できないことはないですよ。するかどうかは別として。その代わり、加入者の方に承諾を得ること、手続き的なものは大変ですよ。

【福田委員長】

あまり方向が、見えてこないんですが、一部意見とか質問とか今の段階で。後は委員会でどうするかという問題なので。

【今井委員】

そう。委員会としてどうするかの話。説明は、私はいいと思います。そうじゃないとこの後の方向付けができない。

【福田委員長】

そうですね。じゃあ、質問、ご意見、もうないようでしたら、また、何かございましたらよろしくをお願いします。

【林務部長】

はい、ありがとうございました。

(林業公社等退席)

【今井委員】

これ、私大事なことだと思うんですけど。今日の議論そのものは、さっき監査人に説明してもらって、一応これを基本的な判断材料として検討しているわけですよ。従って、この前には戻らないんですよ、我々は。もう一回やった内容がどうだ、こうだって、そこはもう、終わっている話なんで、私はそう思うんですよ。だから、必要なのは監査人が基本的に方向の検証をして、こう言っていることに対して、どうするのかということの、担当部局と公社のほうの話が出てきていないから止まっちゃう。さっき水本専務のおっしゃるように、どうするの、そもそもあれじゃないの、となっちゃうわけでしょ。そこを話してくれないと、我々議論のしようがないですよ。

【丸山委員】

事業手法について、政策的判断を含めて総合的に見直しを検討する必要があるって言っているんで

すよね。そこの見直しの検討の結果があるんですよね。

【今井委員】

林業公社がここにね、早期に事業終了する選択肢があるよって書いてあるんだから、じゃあその選択肢がどうなんですかっていうのを、担当部署や公社としてどうなのって資料が出てこない限りは、我々にそれもう一回、最初からやれっていうのも、戻って聞かない限り分からないです。

【丸山委員】

解散する場合のメリット・デメリットを検討した上で、改革基本方針の見直しを含めた検討が必要であるっていうビジネスプランがあればいいですよね。

【今井委員】

だから、端的に言えば、さっきの林業公社の分も、まさにそうだと思うんですよ。書いてある話が。資料5の最後の意見ですよ。費用と便益を総合的な政策判断により今後の方向性を定めることが必要ですって、まとめてあるんだけど、その材料が出てこない限りは、どうするんですかと。

【丸山委員】

だから、言ったように検討会、審議会がね、何年かにいっぺん開かれて、検討するっていうことになるんですよ。

【今井委員】

そうでしょ。この方向に従ってさらに経費の節減に努めてね、自助努力して施策の重要性に鑑みて努力していくというので終わっちゃっている。ひとまずは担当部署や公社とから方針があがってきて、それをたたき台として我々がどうなのこうなのって言うのであって、あくまで今日の話は前段ですよ。施策はこうなっていますよ、体系はこうなっていますよ、公社とはこういう関係にあって、こういう課題、問題点がありますよと。全く無いわけじゃなく少し踏み込んだことも書いてあるけど、その結果としてこういう監査報告が出ていて、その後どうするのっていうのをやるわけでしょう。その資料が、少なくとも出てこない限りは論議しようがないじゃないですか。シミュレーションを含めて。計画の総括をして今後どうするのって、担当部署がどう考えるかですよね。別にそれがあって当然じゃないかと思うんですが。

【福田委員長】

ここに書いてあるアとイがありますように、やっぱり継続するか、終了するかのも二つしかないだろうと、まさに今言われたとおりで。そこの一番下の例えば、終了する場合にもっていったときに、最後には、ここは財務的に見ていたんだけど、政策的な見地から、今後の方向性を定める。今後の方向性を、こういうやり方なり、ここを選択するにしても、だからなんか考えて、ここまで踏み込んでやらなきゃ駄目よとか、それはここがするのか、こちらで書くのか。

【丸山委員】

今の2回目の林業公社、定性的には担当部局も、公社自体も、このまま存続して、ある意味じゃ現状維持でやっていくんですけど言っているわけですよね。ただ、両論をもっと深く説明してくれればいいんですけど。

【今井委員】

まあ、説明はありますけど。色々ね。

【丸山委員】

基本的には今のままでやるってことですよね。

【今井委員】

総括すると、私はそう感じたんですけどね。

【福田委員長】

部局の方たちはそうです、続けるという形で。

【今井委員】

ただ、その資料が出てないんだから。担当がそう思っているだけで、検討の経過も何も出ていない。

【福田委員長】

だったら、委員会としてどうするかですよね。

【酒井委員】

いいですか。やっぱり担当課にしてみると、言いにくい課題ですよ。本当は廃止したいと思っているんだけど、そこで担当課が言っちゃったんじゃないかってことね。いや、本心ですよ、言いにくいと。それは、知事さんに聞いて、財務的に駄目だと、最後の結論出す段階では。そういうのを、本心で聞ければいいんだけど。

【福田委員長】

だから、委員会としてどうするかだと思っんですよ。

【丸山委員】

どこかでそれ打ち破らないとだめですよ。必要なものはやればいいし、沢山お金をいれて。さっきの農業なんかはそうですけど。

【酒井委員】

本当は、一步進んだ、自分たちの課としては本当にこういうのをしたいんだというものがもっと欲しいですよ。それを最後に言ったんですけど、それが知事につながって、知事がわかったと、じゃあ辞めようじゃないかと。

【丸山委員】

これだから、行革的な攻撃論に終始してそれで終わるんですよ。それでまとまるようにもっていけなくなっちゃって、だけどなんて言うかな。いや、別に仕事してないとかね、過去が悪かったとかじゃなくて、これから先どういう風にしていくか、現状でいうと、目標値との差はこうなんだと言ってくれば、これはやめるべきだ、止めるほうがいいんじゃないかという判断ができると思うんだけど。

【事務局】

事務局から、多少言い訳っぽいですけども、今回、前回の議論を踏まえましてですね、包括外部監査の報告に対して県自ら担当部局はどう考えるのかという線を示していただきたいという線では各部局にはお伝えしては当然いるわけでございます。ただ、そのときのニュアンスとして十分でなかったかという部分はございますので、今日の例えば林業公社の方は、今の委員さんのご議論を聞いて、部長以下、内容を受け止めているとは思っんです。まあ、お許しをいただければですね、これ一回限りってことなのか、もう一回ちょっと林務の方で、ですね、例えば農政部もそうでしょうし、こう

いう議論を踏まえた中でこういう案をということでも、部局案をまあ、考えてくるという場合も当然あると思っておりますので、我々これ一回ということか、それともステップを踏みながらですね、議論をしていただいて、それでということで、県民に対する説明責任っておっしゃる中身もありますので、当然そういうことになればですね、そこも仮に現状という風に思っている、現状という風に結論をいただくためにこういった説明があるのかということでは当然大事なことでございますから、そこはもう一度今日のご議論を踏まえた上で、ですね、これからの部局もありますし、それから1回済んだところもありますけど、そこはもう1回、ちょっとお話をさせていただいて、もし、お許しをいただけるなら次回ということもあろうかと思っております。

【丸山委員】

議会対策とか色々なことがあって、政治的な判断は入れないということで、全部公開されていますので。だけど、もう、これだけ財政が逼迫しているときに、色々な問題があるわけですよ。現状はつまびらかにしてもらったほうがいいですよ。それで、判断させる、してもら、我々ができるきっかけがないと、もうそういう時代なんだなと思って、そういうものに耐えられる議論をしないと。メディア通じてちゃんと報告される。ホームページなんか載るんでしょ。別に、守る、攻め、こっちが攻めて向こうが守るといのは、すごく時間が無駄で、そういうのに時間がかかるから。

【酒井委員】

本当は共同作業で、原課の皆さんも、こちらの皆さんも、よりよい方向を、皆で出していくというのが一番いいと思います。

【丸山委員】

実態知っているのは現場ですよ、わからないですよ、専門的な分野は、3%だからもういいんじゃないとか、それは放棄していいんじゃないかと言っても、実態は全然違うかもしれないですね、ある地域に集中していたりね、あと、松くい虫の被害も、例えば、広がっているわけですよ、長野県全部に。

【今井委員】

その政策そのものを、良いとか悪いとか、言っているわけではないのだから。

【福田委員長】

実務は森林組合がやっていらっしゃるんですよ。だからそこがね、ちょっと引っかかっているんですけど。

【今井委員】

担当の気持ちは分かるけども、せっかくの議論の場なんだから、検討資料としては、踏み込んだ論点の提示が欲しいと思います。

【福田委員長】

林業公社についてはどうしましょう。林業公社については、どういう進め方というか、これで委員会としてどうまとめるか、ちょっとまだ見えないのですが、どういう方向で。

【丸山委員】

林業公社のやっている仕事について、ある程度理解して、その意義があるわけでしょう。意義のあるところと改善できるところとを把握したいですよ。それで、意義のほうが少ないければ、さっき言ったような、激しいやり方を答申するか、その時にまたインパクトがあるということをつかんだ上で、

廃止とするということですよ。

【福田委員長】

林務、公社の方に、44 ページに、この監査のほうでまとめていただいた、やっぱりここでも、継続するか、終了するかを選択肢しか書いてないんですね、で、そうしたときに継続するかってときに、自助努力を継続する、コスト削減などがありますけれど、収入も含めて、どうするかがちょっと見えないから、その自助努力、収入なり、コスト削減、どれだけ努力するかとか、じゃあこれ、このプラン終わるのにまた、どういうプランで考えようとしているのかとか、その辺を出してもらわないと、自助努力が認められないというような段階ということで、ちょっともう1回お願いしたいと思います。終了すると言った場合には、ここが見えないと検討せざるを得ないみたいなこともあるので。

【事務局】

資料の内容も含めて1回委員長さんにもご覧をいただいて、このレベルになれば、まだ議論として検討できるかどうか。次回は他の団体ってということになりますので。

【福田委員長】

そうですね、まあそのとき私に言わなくても、ペーパーが出来上がった時に、これはいいでしょうぐらい、皆さんにお配りいただければ。量はいらぬですよ。

【事務局】

はい、わかりました。ポイントですよ。それで、議論の俎上に乗れるかどうか。

【福田委員長】

そうですね、これで見たらちょっとここでやって、借入金の償還ばかりみたいなものしか見えないので。対応案じゃなくて。じゃあ、林業公社については、こんなような形で資料出していただくことでよろしいでしょうか、また。もしかしたら終了ということも考えれば、こうなるという形ですね。

他に何か、皆さん何か、進め方とかも含めて何かありますか。

【丸山委員】

公社なり外郭団体が、仕事をしている様子をよく教えてほしいですよ。3%っていう、その数字がわからない。つまり、その組織がどういう仕事、どのぐらいの量の仕事をしていて、それが県全体で、どれだけだから、公的な意義があるかどうか知りたいわけですよ。影響力っていうんですか。それをまず今度出してくれば。それをこの体制でやっていて、でき切れてないこともあるじゃないですか。それがわからないと、今日は全体の林業、森の問題を話ただけですよ。

【福田委員長】

じゃあ、事務局の方から予定とか、今後のことで何か。

【事務局】

それではですね、大変ご熱心にご論議をいただきましてありがとうございました。次回につきましては、7月23日の月曜日に開催を予定させていただいております、今日残りました住宅供給公社以下の団体についてご論議をいただければと思っております。今回、1団体が送られましたので、今度全体の日程もちょっとタイトにはなっておりますが、7月23日に次回をお願いしたいと思っておりますし、今日の議論の積み残し分というような形での、特に林業公社の扱いも含めてですね、また第3回目、4回目のところを考えていかなければいけないかなと思っております、とりあえず7月23日の月曜日、午後1時からということで、お含みをいただければと考えております。

その後の日程については、8月は31日でお願いをしたいと考えております。それから、9月でございますが、21日でございます。両方とも1時開始です。資料は、できるだけ早めにお送りを申し上げたいと思っております。

【福田委員長】

ちょっとまだ色々続きますけどよろしくお願いいいたします。今日ちょっと2つしか進めなかったんですけども、また、来月お願いいいたします。

【事務局】

では、委員会の方はよろしいですね、ではまた次回よろしくお願いいいたします。